

第四十回国会
衆議院

公職選挙法改正に関する調査特別委員会議録 第三号

昭和三十七年三月三日(土曜日)

午前十時三十一分開議

出席委員

委員長 加藤常太郎君

理事青木 正君 理事篠田 弘作君

理事高橋 英吉君 理事竹山祐太郎君

理事丹羽喬四郎君 理事島上善五郎君

理事堀 和君 理事堀 昌雄君

荒松清十郎君 中垣 國男君

林 博君 坪野 米男君

山中露史君 山花 秀雄君

井堀 繁男君

出席國務大臣

自治大臣 安井 謙君

出席政府委員

自治事務官 松村 清之君
(選挙局長)

三月一日

委員金子岩三君、首藤新八君、早川

崇君、三和精一君及び米田吉盛君辞

任につき、その補欠として内田常雄

君、西村直己君、篠田弘作君、福永

一臣君及び中垣國男君が議長の指名

で委員に選任された。

同日

委員小笠公昭君辞任につき、その補

欠として荒松清十郎君が議長の指名

で委員に選任された。

同日

委員飛鳥田一雄君辞任につき、その

補欠として、山花秀雄君が議長の指

名で委員に選任された。

同日

理事早川崇君同日委員辞任につ

き、その補欠として篠田弘作君が理

事に当選した。

同日

理事堀昌雄君同日理事辞任につ

き、その補欠として坂本泰良君が理事

に当選した。

三月一日

公職選挙法等の一部を改正する法律

案(内閣提出第一〇八号)

国会議員の選挙等の執行経費の基準

に関する法律の一部を改正する法律

案(内閣提出第一〇九号)

一月三十一日

婦人選挙管理委員選任に関する請願

(中山マサ君紹介)(第七三五号)

二月十三日

連座制強化に関する請願(原彪君紹

介)(第一一〇五号)

選挙違反者の罰則強化に関する請願

(原彪君紹介)(第一一〇六号)

選挙区別人口と議員定数の不均衡是

正に関する請願(原彪君紹介)(第一

一〇七号)

は本委員会に付託された。

三月二日

公職選挙法の一部改正に関する陳情

書(東京都議会議員長建部順)(第五九

九号)

同(奈良市東寺林町奈良県都市選挙

管理委員会協議会長福山光太郎外七

名)(第六〇〇号)

は本委員会に参考送付された。

本日の会議に付した案件

理事の辞任及び補欠選任の件

公職選挙法等の一部を改正する法律

案(内閣提出第一〇八号)

国会議員の選挙等の執行経費の基準

に関する法律の一部を改正する法律

案(内閣提出第一〇九号)

○加藤委員長 これより会議を開きま

す。

この際お諮りいたします。

理事堀昌雄君より、理事を辞任いた

したいとの申し出があります。これを

許可するに御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○加藤委員長 御異議なしと認めま

す。それでは、同君の辞任を許可する

ことといたします。

つきましては、委員の異動に伴う理

事一名の欠員を含めて、理事二名が欠

員となります。これより理事の補欠選

任を行ないたいと思いますが、これは

先例により委員長において指名するに

御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○加藤委員長 御異議なしと認めま

す。よって、理事に篠田弘作君及び坂

本泰良君を指名いたします。

○加藤委員長 それでは、一昨日付託

されました内閣提出、公職選挙法等の

一部を改正する法律案及び国会議員の

選挙等の執行経費の基準に関する法律

の一部を改正する法律案を一括議題と

いたします。

公職選挙法等の一部を改正する法律案

公職選挙法等の一部を改正する法律

(公職選挙法の一部改正)

第一条 公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)の一部を次のように改正す

る。

目次中「第四十六条(投票の記載事項及び投票)」を「第四十六条(投

票の記載事項及び投票)」に、「第八十六条(公職の候補者の立候補の届

出等)」を「第八十六条の二(被選挙権のない者の立候補の禁止)」に、

「第百三十六条(特定公務員の選挙運動の禁止)」を「第百三十六条の二

(公務員等の地位利用による選挙運動の禁止)」に、「第百四十四条(ポス

ターの数)」を「第百四十四条の二(ポスター掲示場を設けずない場合)」

に、「第百五十七條(立会演説会への指定期日後の参加)」を「第百五十

七条(立会演説会への指定期日後の参加)」に、「第百六十二條

七条の二(立会演説会における演説の順序の変更)」に、「第百六十三條

(個人演説会における演説者)」を「第百六十二條(個人演説会開催の

個人演説会開催の申出)」を「第百六十三條(個人演説会開催の施設

の二(個人演説会の制限)」を「第百六十四條の二(個人演説会に

申出)の無料使用)」に、「第百六十四條の八(街頭演説の場合の選挙

設使用の個人演説会)」に、「第百六十四條の九(街頭演説の場所の確保等

の制限)」に、「第百七十四條(公職の候補者の氏名等の掲示)

」を「第百七十三條(参議院全国選出議員の氏名等の掲示)」に、

「第百七十七條(燃料、用紙等のあつせん、返還及び譲渡禁止)」を「第百

七十七條(通常葉書等の返還及び譲渡禁止)」に、「第百九十五條(選挙

の一部無効及び繰延投票の場合の選挙運動に関する支出金額の制限)」を、第

二類第二号 公職選挙法改正に関する調査特別委員会議録第三号 昭和三十七年三月三日

一

記号の記載方法、投票用紙に印

市町村の選挙管理委員会において、

員となつたため立候補の辞退とみ

を「候補者たることを辞したものを

委員長その他これらに準ずる地

位にある者の証明書)並びに政令で定める文書を添えなければならぬ。

第八十六条の次に次の一条を加える。

(被選挙権のない者の立候補の禁止)

第八十六条の二 第十一条(選挙権及び被選挙権を有しない者)第一項及び第二百五十二条(選挙犯罪による処刑者に対する選挙権及び被選挙権の停止)の規定により被選挙権を有しない者は、公職の候補者となり、又は公職の候補者であることができない。

第八十七条を次のように改める。

(重複立候補の禁止)

第八十七条 一の選挙において公職の候補者となつた者は、同時に、他の選挙における公職の候補者となることができない。

第九十条及び第九十一条中「第一項から第四項まで及び第六項」を「第一項、第二項、第五項、第六項及び第八項」に改める。

第九十二条各号列記以外の部分中「及び長」を削り、同条第一号中「十万円」を「十五万円」に改め、同条第二号中「二十万円」を「三十万円」に改め、同条第三号中「十万円」を「十五万円」に改め、同条第四号中「二十万円」を「三十万円」に改め、同条第七号中「市長」を「第六号の市以外の市の長」に、「二十万五千円」を「四万円」に改め、同号を同条第九号とし、同条第六号中「市」を「第六号の市以外の市」に、「一十万円」を「一十五万円」に改め、同

号を同条第八号とし、同条第五号中「十万円」を「十五万円」に改め、同号の次に次の二号を加える。

六 地方自治法第二百五十二条の十九第一項(指定都市)の市の議会の議員の選挙

七 前号の市の長の選挙

第九十二条に次の一号を加える。

十 町村長の選挙

第九十三条第一項各号列記以外の部分中「当該市」の下に、「町村長の選挙にあつては当該町村に」を加え、同項第五号中「都道府県知事及び市長」を「地方公共団体の長」に改め、同条第二項中「場合を含む」の下に「及び公職の候補者の届出が第八十六条(公職)の候補者の立候補の届出等第九項の規定により却下された場合」を加える。

第一百条第一項中「第一項から第三項まで」を「第一項、第二項若しくは第五項に」、「第四項若しくは第六項」を「第六項若しくは第八項」に改める。

第一百三十三条第四項中「第一項から第四項まで及び第六項」を「第一項、第二項、第五項、第六項及び第八項」に改める。

第九十九条第五号中「及び出納責任者」を、「出納責任者等」に改める。

第一百零三条第三項各号列記以外の部分及び第一百三十三条第三項各号列記以外の部分中「告示があつた後」の下に「(市町村の議会の議員

の選挙については、当該市町村の他の選挙の期日の告示の日前十日以内に)を加える。

第二百二十六条中「第五項」を「第七項」に改める。

第二百二十九条中「第一項から第四項まで又は第六項」を「第一項、第二項、第五項、第六項又は第八項」に改める。

第二百三十六条の次に次の一条を加える。

(公務員等の地位利用による選挙運動の禁止)

第二百三十六条の二 次の各号の一に該当する者は、その地位を利用して選挙運動をすることができない。

一 国又は地方公共団体の公務員

二 日本国有鉄道、日本専売公社、原子燃料公社、日本道路公社、愛知用水公社、農地開発機械公社、森林開発公社、国内旅客船公社、水資源開発公社、国民金融公社、住宅金融公社、農林漁業金融公社、中小企業金融公社、北海道東北開発公社、公営企業金融公社、中小企業信用保険公社若しくは医療金融公社の役員若しくは職員、日本電信電話公社の経営委員会の委員、役員若しくは職員又は日本住宅公団、首都高速道路公社若しくは阪神高速道路公社の管理委員会委員、役員若しくは職員(以下「公社等の役員等」という。)

2 前項各号に掲げる者が公職の候補者若しくは公職の候補者となろうとする者(公職にある者を含む。)を推薦し、支持し、若しくはこれに反対する目的をもつてする次の各号に掲げる行為又は公職の候補者若しくは公職の候補者となろうとする者(公職にある者を含む。)である同項各号に掲げる者が公職の候補者として推薦され、若しくは支持される目的をもつてする次の各号に掲げる行為は、同項に規定する禁止行為に該当するものとみなす。

一 その地位を利用して、公職の候補者の推薦に関与し、若しくは関与することを援助し、又は他人をしてこれらの行為をさせること。

二 その地位を利用して、投票の周旋勧誘、演説会の開催その他の選挙運動の企画に関与し、その企画の実施について指示し、若しくは指導し、又は他人をしてこれらの行為をさせること。

三 その地位を利用して、第九十九条の五(後援団体に關する密着等の禁止)第一項に規定する後援団体を結成し、その結成の準備に関与し、同項に規定する後援団体の構成員となることを勧誘し、若しくはこれらの行為を援助し、又は他人をしてこれらの行為をさせること。

四 その地位を利用して、新聞その他の刊行物を発行し、文

書図画を掲示し、若しくは頒布し、若しくはこれらの行為を援助し、又は他人をしてこれらの行為をさせること。

五 公職の候補者又は公職の候補者となろうとする者(公職にある者を含む。)を推薦し、支持し、若しくはこれに反対することを申し、又は約束した者に対し、その代償として、その職務の執行に当たり、当該申し、又は約束した者に係る利益を供与し、又は供与することを約束すること。

第三百三十九条中「選挙運動のために使用する労働者に」を「選挙運動のために使用する労働者(選挙運動のために使用する事務員を含む。以下この条及び第九十七条の二(実費弁償及び報酬の額)において同じ。)」に改める。

第四百一条第一項各号列記以外の部分ただし書中「(第六十一条(公営施設使用の個人演説会)に規定する施設及びこれらの施設以外の施設を使用する演説会(演説を含む。))」を「(演説を含む。))」に改め、同項第一号中「都道府県の議会の議員及び都道府県知事並びに地方自治法第二百五十二条の十九第一項(指定都市)の市の議会の議員及び市長」を「並びに地方公共団体の議会の議員及び市長に、以下同じ」を「次号において同じ」に改め、同項第三号及び第四号を削り、同条第三項を次のように改める。

同項第三号及び第四号を削り、同条第三項を次のように改める。

同項第三号及び第四号を削り、同条第三項を次のように改める。

同項第三号及び第四号を削り、同条第三項を次のように改める。

同項第三号及び第四号を削り、同条第三項を次のように改める。

同項第三号及び第四号を削り、同条第三項を次のように改める。

同項第三号及び第四号を削り、同条第三項を次のように改める。

3 第一項の自動車は、町村の議会の議員及び長の選挙以外の選挙にあつては政令で定める乗用の自動車に、町村の議会の議員及び長の選挙にあつては政令で定める乗用の自動車又は小型貨物自動車(道路運送車両法(昭和二十六年法律第八十五号)第三條の規定に基づき定められた小型自動車に該当する貨物自動車をいう。)に限るものとする。

ただし、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会(参議院全国選出議員の選挙については、都道府県の選挙管理委員会)が積雪その他やむを得ない事情によりこれらの自動車の運行が不可能であると認めてあらかじめ告示した地域においては、これらの自動車以外の貨物自動車を使用することができ

る。

「第百四十二條第一項を次のように改める。

選挙運動のために使用する文書図画は、次の各号の一に該当するもののほかは、頒布することができない。

一 公職の候補者一人について、次に掲げる通常葉書

イ 衆議院議員の選挙にあつては、二万五千枚

ロ 参議院(全国選出)議員の選挙にあつては、十万枚

万五千枚、当該都道府県の区域内の衆議院議員の選挙区の数が一をこえる場合にはその一を増すごとに五千枚を二万五千枚に加えた数

ニ 都道府県の議会の議員の選挙にあつては、五千枚

ホ 地方自治法第二百五十二條の十九第一項(指定都市)の市の選挙にあつては、長の選挙の場合には二万五千枚、議会の議員の選挙の場合には二千五百枚

ハ ホの市以外の市の選挙にあつては、長の選挙の場合には五千枚、議会の議員の選挙の場合には二千二百枚

ト 町村の選挙にあつては、長の選挙の場合には一千五百枚、議会の議員の選挙の場合には五百枚

二 公職の候補者の個人演説会場において頒布する当該公職の候補者の氏名、経歴、政見等を掲載したビラ(これに類する文書図画を含む。以下同じ。)

「第百四十二條第二項中「前項の下に「第一号」を加え、「同項第一号から第三号までのものを」と同号イからハまでのものについて」に、「第四号から第七号までのものを」と「二からトまでのものについて」を「郵政省において、有料無料を区別していずれも選挙用である旨の表示を政令で定めるところにより、郵政省において」に改める。

「第百四十三條第五項を同条第八項とし、同条第四項を同条第七項とし、同条第三項の次に次の三項を加える。

4 第一項第五号の規定により選挙運動のために使用するポスターは、第百二十九條の規定にかかわらず、選挙の当日においても、掲示しておくことができる。

5 第一項第一号の規定により掲示することができるポスター、立札及び看板の類の数は、選挙事務所ごとに、通じて三をこえることができない。

6 第一項第四号の規定により掲示することができるポスター、立札及び看板の類の数は、会場又は場所ごとに、通じて二をこえることができない。

とし、同条第三項の次に次の三項を加える。

4 第一項第五号の規定により選挙運動のために使用するポスターは、第百二十九條の規定にかかわらず、選挙の当日においても、掲示しておくことができる。

5 第一項第一号の規定により掲示することができるポスター、立札及び看板の類の数は、選挙事務所ごとに、通じて三をこえることができない。

6 第一項第四号の規定により掲示することができるポスター、立札及び看板の類の数は、会場又は場所ごとに、通じて二をこえることができない。

「第百四十四條第一項第一号中「八千枚」を「一万二千枚」に改め、同項第二号中「五万枚」を「十萬枚」に改め、同項第三号中「八千枚」を「二万二千枚」に、「三千枚」を「五千枚」に改め、同項第四号中「八百枚」を「一千二百枚」に、「三千枚」を「四千五百枚」に改め、同項第五号中「三百枚」を「五百枚」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 前項のポスターは、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会(参議院全国選出議員の選挙については、中央選挙管理会)の定めるところにより、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会(参議院全国選出議員の選挙については、中央選挙管理会又は都道府県の選挙管理委員会)の行なう検印を

受け、又はその交付する証紙をばらなければ掲示することができない。

「第百四十四條の次に次の三條を加える。

(ポスター掲示場)

第百四十四條の二 衆議院議員、参議院(地方選出)議員及び都道府県知事の選挙においては、市町村の選挙管理委員会は、第百四十三條(文書図画の掲示)第一項第五号のポスターの掲示場を設けなければならない。

受け、又はその交付する証紙をばらなければ掲示することができない。

「第百四十四條の次に次の三條を加える。

(ポスター掲示場)

第百四十四條の二 衆議院議員、参議院(地方選出)議員及び都道府県知事の選挙においては、市町村の選挙管理委員会は、第百四十三條(文書図画の掲示)第一項第五号のポスターの掲示場を設けなければならない。

2 前項の掲示場は、公衆の見易い場所を選び、一投票区につき一箇所以上設けなければならない。

8 公職の候補者は、第一項の掲示場に、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会が定め、あらかじめ告示する日から第百四十三條第一項第五号のポスター一枚を掲示することができる。

4 第三項に規定するもののほか、第一項の掲示場におけるポスターの掲示の順序その他ポスターの掲示に関し必要な事項は、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会が定める。

(ポスター掲示場を設けしない場合)

第百四十四條の三 天災その他避けることのできない事故その他特別の事情があるときは、前条第一項の掲示場は、設けないことができる。

(任意制ポスター掲示場)

第百四十四條の四 都道府県の議会の議員の選挙については都道府県は、市町村の議会の議員及び長の選挙については市町村は、それぞれ、前二條の規定に準じて、条例で定めるところにより、第百四十三條(文書図画の掲示)第一項第五号のポスターの掲示場を設けることができる。

第百四十五條第一項ただし書中「命令で定めるもの」の下に「並びに第百四十四條の二(ポスター掲示場)第一項及び前条の掲示場に掲示する場合」を加える。

第百四十七條第二項を削る。

第百四十九條第二項中「一回」を「二回」に、「二回」を「三回」に、「三回」を「四回」に改める。

第百五十四條第一項中「演説を行うものとし」を「その選挙運動のための演説を行なうものとし」に改める。

第百五十七條の次に次の一條を加える。

(立会演説会における演説の順序の変更)

第百五十七條の二 公職の候補者(第百五十四條第一項(立会演説会における演説者)の規定による代理人を含む。)が立会演説会において演説を行なうべき時間に演説を行なわなかつたときは、正当な理由があると認められる場合を除き、都道府県の選挙管理委員会は、その後に開催される立会演説会における公職

昭和二十七年三月三日

の旨並びに支出の金額、年月日及び目的を記載した書面を添附して」を加える。

第百九十一条中「領収書」を「第百八十八条第一項『領収書等の徴収』の領収書」に、「二年間」を「三

年間に改める。
第百九十二条第三項中「二年間」を「三年間」に改める。
第百九十四条第一項各号列記以外
の部分の次のように改める。
選挙運動に関する支出の金額
は、公職の候補者一人につき、

参議院(全國選出議員の選挙にあつては政令で定める額を、その他の選挙にあつては次の各号の区分による数を当該各号の区分に応じ政令で定める金額に乘じて得た額と当該各号の区分に応じ政令で定める額とを合算

した額をこえることができない。

第百九十四条第一項第二号中「参議院議員の選挙」を「参議院（地方選出）議員の選挙」に改め、同号中「（全国選出議員については通常選挙における議員の定数）」を削

る。

第百九十五条を次のように改める。

(選挙の一部無効及び選挙の期日等の延期の場合の選挙運動に關する支出金額の制限)

による再選挙、第五十七条（繰延投票）第一項の規定による投票の延期並びに第八十六条第七項《長の候補者が一人となつた場合》及び第二百二十六条第二項《部

道府県知事と市町村長の候補者が一人となつた場合の選挙期日の延期（これらの規定及び第八十六條第六項（長の候補者が死亡した場合等）の規定について第四十六條の二（記号式投票）第二項の規定を適用する場合を含む。）の規定による選挙期日の延期の場合における選挙運動に関する支出の金額は、前条の規定にかかわらず、公職の候補者一人につき、政令で定めるところによる額をこえることができない。

第百九十六條中「及び第二百一條の四（選挙運動に関する支出金額の特例）」を削る。
第百九十七條第一項第二号中「第一項から第四項まで及び第六項」を「第一項、第二項、第五項、第六項及び第八項」に改め、同項に次の一号を加える。
六 第二百一條の四（推薦団体の選挙運動の特例）又は第十四章の三（政党その他の政治団体の選挙における政治活動）の規定により政党その他の政治団体が行なう選挙運動のために要した支出
第百九十七條の二第一項第一号（中）「八百円」を「一千五百円」に改め、同号（中）「百円」を「五百円」に改め、同号（中）「四百五十円」に改め、同号（中）「三十円」を「五十円」に改め、同項第二号（中）「三百五十円」を「七百円」に改め、同項第三号（中）「六百円」を「一千二百円」に改める。

第百九十九條に次の三項を加える。
2 衆議院議員及び参議院議員の選挙に關しては国から、地方公共団体の議会の議員及び長の選挙に關しては当該地方公共団体から、補助金、負担金、利子補給金その他の給付金（試験研究、調査及び災害復旧に係るものその他性質上利益を伴わないものを除く。）の交付の決定（利子補給金に係る契約の承諾の決定を含む。）以下この条において同じ。）を受けた会社その他の法人は、当該給付金の交付の決定の通知を受けた日から当該給付金の交付の日から起算して一年を経過した日（当該給付金の交付の決定の全部の取消しがあつたときは、当該取消しの通知を受けた日）までの間、当該会社その他の法人は、当該選挙に關し、寄附をしてはならない。
第百九十九條の三本文中「取締役、監査役、理事、代表者その他これらに準ずる責任者を」その役員又は構成員」に改める。
第百九十九條の四の次に次の一条を加える。
（後援団体に關する寄附等の禁止）
第百九十九條の五 政党その他の政治団体又はその支部で、特定の公職の候補者若しくは公職の候補者となろうとする者（公職にある者を含む。）の政治上の主義若しくは施策を支持し、又は特定の公職の候補者若しくは公職の候補者となろうとする者（公職にある者を含む。）を推薦し、若しくは支持することがその政治活動のうち主たるものであるもの（以下「後援団体」という。）は、当該選挙に關し、当該選挙区選挙区がなないときは、選挙の行なわれる区域）内にある者に對し、いかなる名義をもつてするを問はず、寄附をしてはならない。ただし、政党その他の政治団体若しくはその支部又は当該公職の候補者若しくは公職の候補者となろうとする者（公職にある者を含む。）に對し寄附をする場合は、この限りでない。

2 何人も、後援団体の總會その他の集会（後援団体を結成するための集会を含む。）又は後援団体の行ない見学、旅行その他の行事に關して、当該選挙に關し、当該選挙区（選挙区がないときは、選挙の行なわれる区域）内にある者に對し、饗応接待（通常用いられる程度の食事の提供を除く。）をし、又は金銭若しくは記念品その他の物品を供与してはならない。
3 公職の候補者又は公職の候補者となろうとする者（公職にある者を含む。）は、第百九十九條の二（公職の候補者等の寄附の禁止）第一項の規定にかかわらず、当該選挙に關し、当該公職の候補者又は公職の候補者となろうとする者（公職にある者を含む。）に係る後援団体に對し、寄附をしてはならない。
第二百一條の三及び第二百一條の四を次のように改める。
（立候補の届出前の演説会の特例）
第二百一條の三 衆議院議員及び参議院議員の選挙については、当該公職の候補者となる予定である旨を当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会（参議院全国選出議員の選挙にあつては、中央選挙管理会）に、政令で定めるところにより、文書で届け出た者（以下この条において「立候補予定者」という。）は、当該届出をした日から当該届出に係る衆議院議員又は参議院議員の選挙のための選挙運動のための演説会を開催することができ。ただし、衆議院議員の任期が満了する日前六十日又は参議院の解散があつた日の翌日から当該総選挙の期日までの間、参議院議員の任期が満了する日前六十日から当該通常選挙の期日までの間、衆議院議員及び参議院議員の再選挙又は補欠選挙の事由が生じた旨を当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会（参議院全国選出議員の選挙にあつては、中央選挙管理会）が告示した日の翌日から当該再選挙又は補欠選挙の期日までの間、当該再選挙又は補欠選挙が行なわれる区域に限る。）並びに地方公共団体の議会の議員及び長の選挙の期日の告示があつた日から当該地方公共団体の議会の議員及び長の選挙の期日までの間（当該地方公共団体の議会の議員及び長の選挙が行なわれる地域に限る。）は、演説会を開催することができない。
2 前項の衆議院議員又は参議院議員の選挙の選挙運動のための演説会の開催は、それぞれ当該届出をした日から当該届出をした日の直近に行なわれる総選挙又は通常選挙の選挙の期日までの期間を一単位として行なうものとし、その回数、当該期間につ

体の議会の議員及び長の選挙に關しては当該地方公共団体から、利子補給金の交付の決定を受けたときは、当該利子補給金の交付の決定の通知を受けた日から当該利子補給金の交付の日から起算して一年を経過した日（当該利子補給金の交付の決定の全部の取消しがあつたときは、当該取消しの通知を受けた日）までの間、当該会社その他の法人は、当該選挙に關し、寄附をしてはならない。
第百九十九條の三本文中「取締役、監査役、理事、代表者その他これらに準ずる責任者を」その役員又は構成員」に改める。
第百九十九條の四の次に次の一条を加える。
（後援団体に關する寄附等の禁止）
第百九十九條の五 政党その他の政治団体又はその支部で、特定の公職の候補者若しくは公職の候補者となろうとする者（公職にある者を含む。）の政治上の主義若しくは施策を支持し、又は特定の公職の候補者若しくは公職の候補者となろうとする者（公職にある者を含む。）を推薦し、若しくは支持することがその政治活動のうち主たるものであるもの（以下「後援団体」という。）は、当該選挙に關し、当該選挙区選挙区がなないときは、選挙の行なわれる区域）内にある者に對し、いかなる名義をもつてするを問はず、寄附をしてはならない。ただし、政党その他の政治団体若しくはその支部又は当該公職の候補者若しくは公職の候補者となろうとする者（公職にある者を含む。）に對し寄附をする場合は、この限りでない。

2 何人も、後援団体の總會その他の集会（後援団体を結成するための集会を含む。）又は後援団体の行ない見学、旅行その他の行事に關して、当該選挙に關し、当該選挙区（選挙区がないときは、選挙の行なわれる区域）内にある者に對し、饗応接待（通常用いられる程度の食事の提供を除く。）をし、又は金銭若しくは記念品その他の物品を供与してはならない。
3 公職の候補者又は公職の候補者となろうとする者（公職にある者を含む。）は、第百九十九條の二（公職の候補者等の寄附の禁止）第一項の規定にかかわらず、当該選挙に關し、当該公職の候補者又は公職の候補者となろうとする者（公職にある者を含む。）に係る後援団体に對し、寄附をしてはならない。
第二百一條の三及び第二百一條の四を次のように改める。
（立候補の届出前の演説会の特例）
第二百一條の三 衆議院議員及び参議院議員の選挙については、当該公職の候補者となる予定である旨を当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会（参議院全国選出議員の選挙にあつては、中央選挙管理会）に、政令で定めるところにより、文書で届け出た者（以下この条において「立候補予定者」という。）は、当該届出をした日から当該届出に係る衆議院議員又は参議院議員の選挙のための選挙運動のための演説会を開催することができ。ただし、衆議院議員の任期が満了する日前六十日又は参議院の解散があつた日の翌日から当該総選挙の期日までの間、参議院議員の任期が満了する日前六十日から当該通常選挙の期日までの間、衆議院議員及び参議院議員の再選挙又は補欠選挙の事由が生じた旨を当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会（参議院全国選出議員の選挙にあつては、中央選挙管理会）が告示した日の翌日から当該再選挙又は補欠選挙の期日までの間、当該再選挙又は補欠選挙が行なわれる区域に限る。）並びに地方公共団体の議会の議員及び長の選挙の期日の告示があつた日から当該地方公共団体の議会の議員及び長の選挙の期日までの間（当該地方公共団体の議会の議員及び長の選挙が行なわれる地域に限る。）は、演説会を開催することができない。
2 前項の衆議院議員又は参議院議員の選挙の選挙運動のための演説会の開催は、それぞれ当該届出をした日から当該届出をした日の直近に行なわれる総選挙又は通常選挙の選挙の期日までの期間を一単位として行なうものとし、その回数、当該期間につ

で定めるところにより、文書で届け出た者（以下この条において「立候補予定者」という。）は、当該届出をした日から当該届出に係る衆議院議員又は参議院議員の選挙のための選挙運動のための演説会を開催することができ。ただし、衆議院議員の任期が満了する日前六十日又は参議院の解散があつた日の翌日から当該総選挙の期日までの間、参議院議員の任期が満了する日前六十日から当該通常選挙の期日までの間、衆議院議員及び参議院議員の再選挙又は補欠選挙の事由が生じた旨を当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会（参議院全国選出議員の選挙にあつては、中央選挙管理会）が告示した日の翌日から当該再選挙又は補欠選挙の期日までの間、当該再選挙又は補欠選挙が行なわれる区域に限る。）並びに地方公共団体の議会の議員及び長の選挙の期日の告示があつた日から当該地方公共団体の議会の議員及び長の選挙の期日までの間（当該地方公共団体の議会の議員及び長の選挙が行なわれる地域に限る。）は、演説会を開催することができない。
2 前項の衆議院議員又は参議院議員の選挙の選挙運動のための演説会の開催は、それぞれ当該届出をした日から当該届出をした日の直近に行なわれる総選挙又は通常選挙の選挙の期日までの期間を一単位として行なうものとし、その回数、当該期間につ

2 前項の衆議院議員又は参議院議員の選挙の選挙運動のための演説会の開催は、それぞれ当該届出をした日から当該届出をした日の直近に行なわれる総選挙又は通常選挙の選挙の期日までの期間を一単位として行なうものとし、その回数、当該期間につ

で定めるところにより、文書で届け出た者（以下この条において「立候補予定者」という。）は、当該届出をした日から当該届出に係る衆議院議員又は参議院議員の選挙のための選挙運動のための演説会を開催することができ。ただし、衆議院議員の任期が満了する日前六十日又は参議院の解散があつた日の翌日から当該総選挙の期日までの間、参議院議員の任期が満了する日前六十日から当該通常選挙の期日までの間、衆議院議員及び参議院議員の再選挙又は補欠選挙の事由が生じた旨を当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会（参議院全国選出議員の選挙にあつては、中央選挙管理会）が告示した日の翌日から当該再選挙又は補欠選挙の期日までの間、当該再選挙又は補欠選挙が行なわれる区域に限る。）並びに地方公共団体の議会の議員及び長の選挙の期日の告示があつた日から当該地方公共団体の議会の議員及び長の選挙の期日までの間（当該地方公共団体の議会の議員及び長の選挙が行なわれる地域に限る。）は、演説会を開催することができない。
2 前項の衆議院議員又は参議院議員の選挙の選挙運動のための演説会の開催は、それぞれ当該届出をした日から当該届出をした日の直近に行なわれる総選挙又は通常選挙の選挙の期日までの期間を一単位として行なうものとし、その回数、当該期間につ

2 前項の衆議院議員又は参議院議員の選挙の選挙運動のための演説会の開催は、それぞれ当該届出をした日から当該届出をした日の直近に行なわれる総選挙又は通常選挙の選挙の期日までの期間を一単位として行なうものとし、その回数、当該期間につ

で定めるところにより、文書で届け出た者（以下この条において「立候補予定者」という。）は、当該届出をした日から当該届出に係る衆議院議員又は参議院議員の選挙のための選挙運動のための演説会を開催することができ。ただし、衆議院議員の任期が満了する日前六十日又は参議院の解散があつた日の翌日から当該総選挙の期日までの間、参議院議員の任期が満了する日前六十日から当該通常選挙の期日までの間、衆議院議員及び参議院議員の再選挙又は補欠選挙の事由が生じた旨を当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会（参議院全国選出議員の選挙にあつては、中央選挙管理会）が告示した日の翌日から当該再選挙又は補欠選挙の期日までの間、当該再選挙又は補欠選挙が行なわれる区域に限る。）並びに地方公共団体の議会の議員及び長の選挙の期日の告示があつた日から当該地方公共団体の議会の議員及び長の選挙の期日までの間（当該地方公共団体の議会の議員及び長の選挙が行なわれる地域に限る。）は、演説会を開催することができない。
2 前項の衆議院議員又は参議院議員の選挙の選挙運動のための演説会の開催は、それぞれ当該届出をした日から当該届出をした日の直近に行なわれる総選挙又は通常選挙の選挙の期日までの期間を一単位として行なうものとし、その回数、当該期間につ

2 前項の衆議院議員又は参議院議員の選挙の選挙運動のための演説会の開催は、それぞれ当該届出をした日から当該届出をした日の直近に行なわれる総選挙又は通常選挙の選挙の期日までの期間を一単位として行なうものとし、その回数、当該期間につ

き百回以内とする。この場合において、当該届出に係る公職を変更したときは、当該変更後の公職が参議院議員である場合に於ては当該変更をした日の直前に行なわれた通常選挙の期日の翌日から、当該変更後の公職が衆議院議員である場合に於ては当該変更をした日の直前に行なわれた総選挙の期日の翌日から、それぞれ当該変更をした日までの間に開催した演説会は、当該変更後の公職の選挙の選挙運動のためにしたものとみなして回数を通算するものとする。

3 前項の規定の適用については、立候補予定者が相互に意思を通じ共同して行なう演説会は、各立候補予定者につき、それぞれ一回として計算する。

4 立候補予定者が次項の規定による申出をした後、その開催すべき演説会を実施しなかつた場合においても、その実施しなかつた回数、第二項の規定による回数に算入する。ただし、天災その他不可抗力による場合は、この限りでない。

5 立候補予定者は、第一項の演説会を開催しようとする場合において、開催すべき日前五日から前二日までの間に、使用すべき施設、開催すべき日時及び立候補予定者の氏名を文書で市町村の選挙管理委員会に申し出るとともに、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会（参議院全国選出議員の選挙に

あつては、中央選挙管理会）が発行する回数表を提示し、これにその開催の回数の確認を受けなければならない。

6 第一項の規定により一の公職の立候補予定者として届け出た者は、同時に、他の公職の立候補予定者として届け出ることができない。

7 第六十一条（公営施設使用の個人演説会、第六十四条（公営施設以外の施設使用の個人演説会）、第六十四条の二（個人演説会における演説）及び第六十四条の四（個人演説会及び街頭演説における録音機の使用）の規定は、第一項の演説会について準用し、同項の演説会に対する第六十六条（特定の建物及び施設における演説の禁止）の規定の適用については、同条各号列記以外の部分ただし書中「又は第六十一条（公営施設使用の個人演説会）」の規定による個人演説会」とあるのは、「第六十一条（公営施設使用の個人演説会）」の規定による個人演説会又は第二十一条の三（立候補の届出前の演説会の特例）第七項において準用する第六十一条の規定による第二十一条の三第一項の演説会」とする。

8 第一項の演説会のために使用する文書図画は、次の各号の一に該当するものに限り、掲示又は頒布することができる。

一 演説会の開催を周知させるために掲示するポスター

二 演説会場においてその演説会の開催を掲示するポスター

三 立候補予定者の演説会場において頒布する当該立候補予定者の氏名、経歴、政見等を掲載したビラ

9 第六十四条第四項（ポスターの記載事項）及び第六十四条（ポスターの掲示箇所）の規定は、前項第一号のポスターについて準用する。この場合において、第六十四条第一項ただし書中「命令で定めるもの並びに第六十四条の二（ポスター掲示場）第一項及び前条の掲示場」とあるのは、「命令で定めるものと読み替えるものとする。

10 第八項第一号のポスターは、第一項の演説会を開催することができず期間中、同項の演説会を開催することができない区域内に掲示することができずものとす。同項の演説会を開催することができない期間が始まつたときは、同項の演説会を開催することができない区域内に掲示されたものに限り、掲示責任者において、当該期間が始まつた日から起算して二日以内に撤去しなければならない。

11 都道府県及び市町村の選挙管理委員会は、第八項第一号のポスターで第九項の規定に違反して掲示したものがあると認めるとき又は前項の規定に違反して掲示し、若しくは撤去しないものがあると認めるときは、撤去させることができる。

12 立候補予定者（立候補予定者であつた者を含む。以下この項及び次項において同じ。）が衆議院議員又は参議院議員の候補者となつたときは、当該衆議院議員又は参議院議員の選挙の直前に行なわれた総選挙又は通常選挙の期日の翌日以後に開催された第一項の演説会に於てなされた寄附及びその他の収入並びに支出は、当該衆議院議員又は参議院議員の選挙運動に於てなされた寄附及びその他の収入並びに支出とみなし、当該立候補予定者は、当該寄附及びその他の収入並びに支出の計算をし、出納責任者に引継ぎをしなければならない。

13 立候補予定者は、毎年一月三十一日までに、前年中に第一項の演説会に於てなされた寄附及びその他の収入並びに支出について、命令で定めるところにより、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会（参議院全国選出議員の選挙にあつては、中央選挙管理会）に報告書を提出しなければならない。

14 第六十五条（会計帳簿の備付及び記載）、第六十六条（明細書の提出）第一項、第六十七条（出納責任者の支出権限）第一項、第六十八条（領収書等の徴収及び送付）、第六十九条（出納責任者の事務引継ぎ）第二項、第九十一条（帳簿及び書類の保存）、第九十二条第三項及び第四項（報告書の保存及び閲覧）並びに第九十三条（報

告書の調査に関する資料の要求）の規定は、第一項の演説会に関する収入及び支出について準用する。この場合において、第六八十五条第一項中「出納責任者」とあるのは「立候補予定者」と、「公職の候補者のために」とあるのは「立候補予定者のために」と、「公職の候補者又は出納責任者」とあるのは「立候補予定者」と、第六八十六条第一項中「出納責任者」とあるのは「立候補予定者」と、「公職の候補者」とあるのは「立候補予定者」と、第六八十七条第一項中「立候補準備のために要する支出及び電話による選挙運動に要する支出を除く外、選挙運動」とあるのは「第二十一条の三（立候補の届出前の演説会の特例）第一項の演説会」と、「出納責任者」とあるのは「立候補予定者」と、第六八十八条第一項中「出納責任者又は公職の候補者若しくは出納責任者」とあるのは「立候補予定者又は立候補予定者」と、同条第二項中「公職の候補者又は出納責任者」とあるのは「立候補予定者」と、「出納責任者」とあるのは「立候補予定者」と、第六十九条（領収書等の徴収及び送付）、第六十九条（帳簿及び書類の保存）、第九十二条第三項及び第四項（報告書の保存及び閲覧）並びに第九十三条（報

告書の調査に関する資料の要求）の規定は、第一項の演説会に関する収入及び支出について準用する。この場合において、第六八十五条第一項中「出納責任者」とあるのは「立候補予定者」と、「公職の候補者のために」とあるのは「立候補予定者のために」と、「公職の候補者又は出納責任者」とあるのは「立候補予定者」と、第六八十六条第一項中「出納責任者」とあるのは「立候補予定者」と、「公職の候補者」とあるのは「立候補予定者」と、第六八十七条第一項中「立候補準備のために要する支出及び電話による選挙運動に要する支出を除く外、選挙運動」とあるのは「第二十一条の三（立候補の届出前の演説会の特例）第一項の演説会」と、「出納責任者」とあるのは「立候補予定者」と、第六八十八条第一項中「出納責任者又は公職の候補者若しくは出納責任者」とあるのは「立候補予定者又は立候補予定者」と、同条第二項中「公職の候補者又は出納責任者」とあるのは「立候補予定者」と、「出納責任者」とあるのは「立候補予定者」と、第六十九条（領収書等の徴収及び送付）、第六十九条（帳簿及び書類の保存）、第九十二条第三項及び第四項（報告書の保存及び閲覧）並びに第九十三条（報

告書の調査に関する資料の要求）の規定は、第一項の演説会に関する収入及び支出について準用する。この場合において、第六八十五条第一項中「出納責任者」とあるのは「立候補予定者」と、「公職の候補者のために」とあるのは「立候補予定者のために」と、「公職の候補者又は出納責任者」とあるのは「立候補予定者」と、第六八十六条第一項中「出納責任者」とあるのは「立候補予定者」と、「公職の候補者」とあるのは「立候補予定者」と、第六八十七条第一項中「立候補準備のために要する支出及び電話による選挙運動に要する支出を除く外、選挙運動」とあるのは「第二十一条の三（立候補の届出前の演説会の特例）第一項の演説会」と、「出納責任者」とあるのは「立候補予定者」と、第六八十八条第一項中「出納責任者又は公職の候補者若しくは出納責任者」とあるのは「立候補予定者又は立候補予定者」と、同条第二項中「公職の候補者又は出納責任者」とあるのは「立候補予定者」と、「出納責任者」とあるのは「立候補予定者」と、第六十九条（領収書等の徴収及び送付）、第六十九条（帳簿及び書類の保存）、第九十二条第三項及び第四項（報告書の保存及び閲覧）並びに第九十三条（報

告書の調査に関する資料の要求）の規定は、第一項の演説会に関する収入及び支出について準用する。この場合において、第六八十五条第一項中「出納責任者」とあるのは「立候補予定者」と、「公職の候補者のために」とあるのは「立候補予定者のために」と、「公職の候補者又は出納責任者」とあるのは「立候補予定者」と、第六八十六条第一項中「出納責任者」とあるのは「立候補予定者」と、「公職の候補者」とあるのは「立候補予定者」と、第六八十七条第一項中「立候補準備のために要する支出及び電話による選挙運動に要する支出を除く外、選挙運動」とあるのは「第二十一条の三（立候補の届出前の演説会の特例）第一項の演説会」と、「出納責任者」とあるのは「立候補予定者」と、第六八十八条第一項中「出納責任者又は公職の候補者若しくは出納責任者」とあるのは「立候補予定者又は立候補予定者」と、同条第二項中「公職の候補者又は出納責任者」とあるのは「立候補予定者」と、「出納責任者」とあるのは「立候補予定者」と、第六十九条（領収書等の徴収及び送付）、第六十九条（帳簿及び書類の保存）、第九十二条第三項及び第四項（報告書の保存及び閲覧）並びに第九十三条（報

告書の調査に関する資料の要求）の規定は、第一項の演説会に関する収入及び支出について準用する。この場合において、第六八十五条第一項中「出納責任者」とあるのは「立候補予定者」と、「公職の候補者のために」とあるのは「立候補予定者のために」と、「公職の候補者又は出納責任者」とあるのは「立候補予定者」と、第六八十六条第一項中「出納責任者」とあるのは「立候補予定者」と、「公職の候補者」とあるのは「立候補予定者」と、第六八十七条第一項中「立候補準備のために要する支出及び電話による選挙運動に要する支出を除く外、選挙運動」とあるのは「第二十一条の三（立候補の届出前の演説会の特例）第一項の演説会」と、「出納責任者」とあるのは「立候補予定者」と、第六八十八条第一項中「出納責任者又は公職の候補者若しくは出納責任者」とあるのは「立候補予定者又は立候補予定者」と、同条第二項中「公職の候補者又は出納責任者」とあるのは「立候補予定者」と、「出納責任者」とあるのは「立候補予定者」と、第六十九条（領収書等の徴収及び送付）、第六十九条（帳簿及び書類の保存）、第九十二条第三項及び第四項（報告書の保存及び閲覧）並びに第九十三条（報

告書の調査に関する資料の要求）の規定は、第一項の演説会に関する収入及び支出について準用する。この場合において、第六八十五条第一項中「出納責任者」とあるのは「立候補予定者」と、「公職の候補者のために」とあるのは「立候補予定者のために」と、「公職の候補者又は出納責任者」とあるのは「立候補予定者」と、第六八十六条第一項中「出納責任者」とあるのは「立候補予定者」と、「公職の候補者」とあるのは「立候補予定者」と、第六八十七条第一項中「立候補準備のために要する支出及び電話による選挙運動に要する支出を除く外、選挙運動」とあるのは「第二十一条の三（立候補の届出前の演説会の特例）第一項の演説会」と、「出納責任者」とあるのは「立候補予定者」と、第六八十八条第一項中「出納責任者又は公職の候補者若しくは出納責任者」とあるのは「立候補予定者又は立候補予定者」と、同条第二項中「公職の候補者又は出納責任者」とあるのは「立候補予定者」と、「出納責任者」とあるのは「立候補予定者」と、第六十九条（領収書等の徴収及び送付）、第六十九条（帳簿及び書類の保存）、第九十二条第三項及び第四項（報告書の保存及び閲覧）並びに第九十三条（報告書の提出）の規定による報告書

ては、そのこえる数が十人を

増すごとに一台を三台に加えた台数以内

第二百一条の五第一項第四号中「タプロイド型(長さ四十二センチメートル、巾三十センチメートル)」を「長さ八十五センチメートル、巾六十センチメートル」に、「千枚」を「二千枚」に改め、同項の次に次の一項を加える。

2 前項第四号のポスター及び同項第五号のビラは、第四百四十二条(文書図画の頒布)及び第四百四十三条(文書図画の掲示)の規定にかかわらず、所属候補者の選挙運動のために使用することができる。

第二百一条の六第一項各号列記以外の部分中「選挙運動の期間中及び選挙の当日に限り」を「期日の公示の日から選挙の当日までの間に限り」に改め、同項第二号中「自動車の停止した車上」を「自動車で停止しているものの車上及びその周囲」に改め、同項第三号を次のように改める。

三 政策の普及宣伝及び演説の告知のための自動車の使用については、政党その他の政治団体の本部及び支部を通じて三台以内、所属候補者の数が十人をこえる場合においては、そのこえる数が十人を増すごとに一台を三台に加えた台数以内

第二百一条の六第二項中「第二項から第四項までの規定は、」を「第三項及び第四項の規定は、」を「準用する」を「同条第五項の規定は前項の規定を適用する場合につ

いて準用する」に改める。

第二百一条の七第一項中「総選挙の選挙運動の期間中及び選挙の当日に限り」を「総選挙の期日の公示の日から選挙の当日までの間に限り」に、「その選挙運動の期間中及び選挙の当日に限り」を「その選挙の期日の公示の日から選挙の当日までの間に限り」に改め、同条第二項中「通常選挙の選挙運動の期間中及び選挙の当日に限り」を「通常選挙の期日の公示の日から選挙の当日までの間に限り」に、「その選挙運動の期間中及び選挙の当日に限り」を「その選挙の期日の公示の日から選挙の当日までの間に限り」に改める。

第二百一条の八を次のように改める。

(都道府県知事及び市長の選挙における政治活動の規制)
第二百一条の八 政党その他の政治団体は、その政治活動のうち、政談演説会及び街頭政談演説の開催、ポスターの掲示及びビラの頒布並びに宣伝告知のための自動車の使用については、都道府県知事又は市長の選挙の行なわれる区域においてその選挙の期日の公示の日から選挙の当日までの間に限り、これをすることができるが、ただし、政党その他の政治団体で所属候補者又は支援候補者(第八十六条(公職の候補者の立候補の届出)第三項の規定により政党その他の政治団体に所属する者として記載されなかつた公職の候補者で、当該政党その他の政治団体

が推薦し、又は支持するものという。以下この条において同じ。)を有するものが、次の各号に掲げる政治活動につき、当該各号の規定によりする場合、この限りでない。

一 政談演説会の開催については、都道府県知事の選挙にあつては衆議院議員の選挙区ごとに一回、市長の選挙にあつては当該選挙の行なわれる区域につき一回

二 街頭政談演説の開催については、第三号の規定により使用する自動車を停止しているものの車上及びその周囲

三 政策の普及宣伝及び演説の告知のための自動車の使用については、政党その他の政治団体の本部及び支部を通じて一台

四 ポスターの掲示については、都道府県知事の選挙にあつては衆議院議員の一選挙区ごとに、市長の選挙にあつては当該選挙の行なわれる区域につき、タプロイド型(長さ四十二センチメートル、巾三十センチメートル)以内のもの一千枚以内

五 ビラの頒布については、その開催する政談演説会の会場においてする頒布

2 前項ただし書の規定の適用を受けようとする政党その他の政治団体は、政令で定めるところにより、所属候補者又は支援候補者の氏名を記載し、支援候補者については当該政党その他の

政治団体の支援候補者とされることについての本人の同意書を添え、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会に申請して、その確認書の交付を受けなければならない。

3 第一項の規定の適用については、前項の確認書の交付を受けた一の政党その他の政治団体の所属候補者又は支援候補者とされた者は、当該選挙において、当該一の政党その他の政治団体以外の政党その他の政治団体の所属候補者又は支援候補者とされることができず、また、当該選挙において、当該一の政党その他の政治団体は、所屬候補者又は支援候補者として認められなければならない。

第二百一条の九中「一の選挙の選挙運動の期間中及び選挙の当日」を「一の選挙の期日の公示又は告示の日からその選挙の当日までの間が他の選挙の期日の公示又は告示の日からその選挙の当日までの間に改める。

第二百一条の十第一項本文中「政談演説会」の下に「及び街頭政談演説会」を加え、「第六十四条の三(他の演説会の禁止)」の規定にかかわらず」を削り、同項ただし書を次のように改める。

この場合においては、第六十四条の三(他の演説会の禁止)及び第六十六条(特定の建物及び施設における演説の禁止)(第一号に係る部分に限る。)の

規定は政談演説会に、第六十四条の五(街頭演説)の規定は街頭政談演説会に適用しない。

第二百一条の十第二項を次のように改める。

2 この章の規定による政談演説会を開催する場合には、政党その他の政治団体は、あらかじめ当該政談演説会場の所在する都道府県の選挙管理委員会(市長の選挙については、市の選挙管理委員会)に届け出なければならない。

第二百一条の十第四項を次のように改める。

4 この章の規定によるポスターは、その掲示しようとする箇所所在する都道府県の選挙管理委員会(市長の選挙については、市の選挙管理委員会)の定めるところにより、当該都道府県の選挙管理委員会(市長の選挙については、市の選挙管理委員会)の行なう検印を受け、又はその交付する証紙をばらなければ掲示することができない。この場合において、都道府県の選挙管理委員会の行なう検印又はその交付する証紙は、衆議院議員の選挙区ごとに区分しなければならない。

第二百一条の十第五項中「その表面に」の下に「当該政党その他の政治団体の名称並びに」を加え、同条第六項に後段として次のように加える。

この場合において、同条第一項ただし書中「命令で定めるもの並びに第六十四条の二(ポ

スター掲示場」第一項及び前条の掲示場に掲示する場合」とあるのは、「命令で定めるもの」と読み替えるものとする。

第二百一条の十に次の一項を加える。

7 第四百四十三条(文書図面の掲示)第四項の規定は、この章の規定により選挙運動のため使用されるポスターについて準用する。

第二百一条の十一第三項中「選挙運動の期間が他の選挙の」を「期日の公示又は告示の日からその選挙の期日の前日までの間が他の」に改める。

第二百一条の十二各号列記以外の部分中「選挙運動の期間中及び選挙の当日に限り」を「選挙の期日の公示又は告示の日からその選挙の当日までの間に限り」に改め、同条第二号中「及び雑誌」を「雑誌並びに第二百一条の五(総選挙における政治活動の規制)第一項第四号のポスター及び同項第五号のビラ」に改め、「選挙区」の下に「(選挙区がないときは、選挙の行なわれる区域)」を加える。

第二百一条の十三第一項中「選挙における選挙運動の期間中及び選挙の当日に限り」を「選挙の期日の公示又は告示の日からその選挙の期日までの間に限り」に改める。

第二百一条の見出し中「及び出納責任者」を「出納責任者等」に改め、同条第一項中「選挙運動を総括主宰した者又は出納責任者」を「第二百五十一条の二(総括主宰者、出納責任者等の選挙犯罪

による当選無効)第一項各号に掲げる者」に改め、「(総括主宰者及び出納責任者の選挙犯罪に因る当選無効)」を削り、「選挙人又は公職の候補者」を「検察官」に、「提起することができ」を「提起しなければならない」に改め、同条第二項中「選挙人又は公職の候補者」を「検察官」に、「提起することができ」を「提起しなければならない」に改め、同条に次の一項を加える。

3 第二百五十一条の三(公務員等の選挙犯罪による当選無効)各号に掲げる者が第二百五十一条、第二百五十二条、第二百二十三條、第二百五十四条(選挙の自由妨害罪)、第二百五十六条(職務濫用による選挙の自由妨害罪)、第二百三十九条(事前運動、教育者の地位利用、戸別訪問等の制限違反)第一号、第三号若しくは第四号又は第二百五十九条の二(公務員等の選挙運動等の制限違反)の罪を犯し刑に処せられたため、第二百五十一条の三の規定により当該選挙人の当選を無効であると認める検察官は、当該選挙人を被告とし、その裁判確定の日から三十日以内に、高等裁判所に訴訟を提起しなければならない。

第二百五十七条及び第二百二十条第二項中「及び出納責任者」を「出納責任者等」に改める。

第二百五十一条第三項を次のように改める。

3 次の各号に掲げる者が第一項の罪を犯したときは、四年以下の懲役若しくは禁錮又は七万五千円以下の罰金に処する。

一 公職の候補者

二 選挙運動を総括主宰した者

三 出納責任者(公職の候補者又は出納責任者と思意を通じて当該公職の候補者のための選挙運動に関する支出の金額のうち第九十六条(選挙運動に関する支出金額の制限額の告示)の規定により告示された額の二分の一以上に相当する額を支出した者を含む。)

四 数箇に分けられた選挙区(選挙区がないときは、選挙の行なわれる区域)の地域のうち一又は二以上の地域における選挙運動を主宰すべき者として第一号又は第二号に掲げる者から定められ、当該地域における選挙運動を主宰した者

第二百五十二条第一項各号中「候補者」の下に「又は公職の候補者」となりとする者」を加え、同条第三項中「公職の候補者、選挙運動を総括主宰した者又は出納責任者」を「前条第三項各号に掲げる者」に改める。

第二百五十二条第三項中「公職の候補者、選挙運動を総括主宰した者又は出納責任者」を「第二百五十一条第三項各号に掲げる者」に改める。

第二百五十二条の二第二項中「又は出納責任者」を「第二百五十一条第三項各号に掲げる者」に改める。

第二百五十二条の二第二項中「又は出納責任者」を「第二百五十一条第三項各号に掲げる者」に改める。

百二十一条(買収及び利害誘導罪)第三項各号に掲げる者に改める。

第二百五十二条の二第二項中「又は出納責任者」を「第二百五十一条第三項各号に掲げる者」に改める。

第二百五十二条の二第二項中「又は出納責任者」を「第二百五十一条第三項各号に掲げる者」に改める。

第二百五十二条の二第二項中「又は出納責任者」を「第二百五十一条第三項各号に掲げる者」に改める。

第二百五十二条の二第二項中「又は出納責任者」を「第二百五十一条第三項各号に掲げる者」に改める。

第二百三十八条の次に次の一条を加える。

(立候補に関する虚偽宣誓罪)

第二百三十八条の二 第八十六条第四項(立候補の届出書の添付書類)の規定により添付された宣誓書において虚偽の誓いをした者は、一万円以下の罰金に処する。

2 前項の罪は、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会(参議院全国選出議員の選挙については、中央選挙管理会)の告発を待つて論ずる。

第二百三十九条の二を次のように改める。

第二百三十九条の二 国又は地方公共団体の公務員及び公社等の役員等(公職にある者を除く。)であつて、衆議院議員又は参議院議員の選挙において当該公職の候補者となろうとするもので次の各号に掲げる行為をしたものは、第二百二十九条(選挙運動の期間)の規定に違反して選挙運動をした者となし、二年以下の禁錮又は三万円以下の罰金に処する。

一 当該公職の候補者となろうとする選挙区(選挙区がないときは、選挙の行なわれる区域。以下この項において「当該選挙区」という。)において職務上の旅行又は職務上出席した会議その他の集会の機会を利用して、当該選挙に関し、選挙人にあいさつすること。

二 当該選挙区において、その他位及び氏名（これらのものが類推されるような名称を含む。）を表示した文書図画を当該選挙区に掲し、又は頒布すること。

三 その職務の執行に当たり、当該選挙区内にある者に対し、当該選挙区に属し、その者に係る特別の利益を供与し、又は供与することを約束すること。

四 その地位を利用して、当該選挙区に属し、国又は地方公共団体の公務員及び公社等の役員等をして、その職務の執行に当たり、当該選挙区内にある者に対し、その者に係る特別の利益を供与させ、又は供与することを約束させること。

2 第百三十六条の二（公務員等の地位利用による選挙運動の禁止）の規定に違反して選挙運動又は行為をした者は、二年以下の禁錮又は三万円以下の罰金に処する。

第百四十三条第四号中「（ボスターの敷）の下に」（第二百一条の三（立候補の届出前の演説会の特例）第九項において準用する場合を含む。）を加え、同条第八号の二を削り、同条第八号の三を同条第八号の二とし、同条第八号の四を同条第八号の三とし、同条第八号の五を削り、同条第八号の六を同条第八号の四とする。

第百四十四条第三号中「（ボスターの掲示箇所）」の下に「（第二百

一条の三（立候補の届出前の演説会の特例）第九項において準用する場合を含む。）を加え、同条第五号の二を削り、同条第五号の三を同条第五号の二とし、同条第七号中「第百七十六條第二項（特殊乗車券等の返還）又は第百七十七條第二項（燃料及び用紙の返還）」を「第百七十七條第一項（通常乗車券等の返還）」に改め、同条第八号中「第百七十七條第三項（葉書、乗車券、燃料、用紙等の譲渡禁止）」を「第百七十七條第二項（通常乗車券等の譲渡禁止）」に改める。

第百四十六條第二号中「（会計帳簿の備付及び記載）」の下に「（第二百一条の三（立候補の届出前の演説会の特例）第十四項において準用する場合を含む。）を加え、同条第三号中「（明細書の提出）」の下に「（第二百一条の三第十四項において準用する場合を含む。）を加え、同条第四号中「（出納責任者の支出権限）」の下に「（第二百一条の三第十四項において準用する場合を含む。）を加え、同条第五号中「（領収書等の徴収及び送付）」の下に「（第二百一条の三第十四項において準用する場合を含む。）を加え、同条第五号の二中「（報告書の提出を怠り）」を「（報告書若しくはこれに添附すべき書面の提出を怠り）」に、「これに」を「これらに」に改め、同条第七号中「（帳簿及び書類の保存）」の下に「（第二百一条の三第十四項において準用する場合を含む。）を加え、同条第八号中「（第百九十一条）の下に

「（第二百一条の三第十四項において準用する場合を含む。）を加え、同条第九号中「（報告書の調査に関する資料の要求）」の下に「（第二百一条の三第十四項において準用する場合を含む。）を加える。

第百四十八條第一項中「（第百九十九條（特定の寄附の禁止）」の下に「（第一項）を加え、同条」を「同項」に改める。

第百四十九條の四の次に次の一条を加える。

（後援団体に係る寄附等の制限違反）

第百四十九條の五（後援団体が第百九十九條の五（後援団体に係る寄附等の禁止）第一項の規定に違反して寄附をしたときは、その後援団体の役員又は構成員として当該違反行為をした者は、五千元以上五万円以下の罰金に処する。

2 第百九十九條の五第二項の規定に違反して、賛応接待をし、又は金銭若しくは記念品その他の物品を供与したものは、（会社その他の法人又は団体を除く）は、五千元以上五万円以下の罰金に処する。

4 第百九十九條の五第三項の規定に違反して寄附をした者は、五千元以上五万円以下の罰金に処する。

第百五十條第一項中「及び第百四十九條（寄附の勧誘、要求等の制限違反）」を「第百四十九條（寄附の勧誘、要求等の制限違反）及び第百四十九條の二（公職の候補者等の寄附の制限違反）」に改め、同条第二項中「及び第百四十九條」を「第百四十九條及び第百四十九條の二」に改める。

第百五十一條中「（第二百四十九條（寄附の勧誘、要求等の制限違反）、第二百四十九條の二（公職の候補者等の寄附の制限違反）」を削り、「及び第百四十九條の四（公職の候補者等の氏名等を冠した団体の寄附の制限違反）」の罪並びに第百五十二條の二（政党その他の政治団体の政治運動の規制違反）及び第百五十二條の三（公職の候補者等の氏名等を冠した団体の寄附の制限違反）、第二百四十九條の五（後援団体に係る寄附等の制限違反）第一項及び第三項、第百五十二條の二（立候補の届出前の演説会の規制違反）第三項、第百五十二條の三（推薦団体の選挙運動の規制違反）、第百五十二條の四（政党その他の政治団体の政治活動の規制違反）並びに第百五十三條に改める。

第百五十一條の二を次のように改める。

（総括主宰者、出納責任者等の選挙犯罪による当選無効）

第百五十一條の二 次の各号に掲げる者が第百二十一条（買収及び利害誘導罪）第二百二十二條（多数買収及び多数利害誘導罪）、第二百二十三條（公職の候補者及び当選人に対する買収及び利害誘導罪）又は第二百二十三條の二（新聞紙、雑誌の不法利用罪）の罪を犯し刑に処せられたとき（第四号に掲げる者については、これらの罪を犯し禁錮以上の刑に処せられ、その刑につき執行猶予の言渡しを受けなかつたとき）は、当該当選人の当選は、無効とする。

一 選挙運動を総括主宰した者

二 出納責任者（公職の候補者又は出納責任者と意思を通じて当該公職の候補者のための選挙運動に関する支出金額の制限額の告示）の規定により告示された額の二分の一以上に相当する額を支出した者を含む。）

三 教団に分類された選挙区（選挙区がないときは、選挙の行なわれた区域）の地域のうち一又は二以上の地域における選挙運動を主宰すべき者として公職の候補者又は第一号に掲げる者から定められ、当該地域における選挙運動を主宰した者

四 公職の候補者と同居している父母、配偶者、子又は兄弟姉妹で当該公職の候補者又は第一号若しくは前号に掲げる者と意思を通じて選挙運動を

四 公職の候補者と同居している父母、配偶者、子又は兄弟姉妹で当該公職の候補者又は第一号若しくは前号に掲げる者と意思を通じて選挙運動を

したものである。
2 出納責任者が第二百四十七条「選挙費用の法定額違反」の罪を犯し刑に処せられたときは、当該当選人の当選は、無効とする。
(公務員等の選挙犯罪による当選無効)
第二百五十一条の三 国又は地方公共団体の公務員及び公社等の役員等(公職にある者を除く。以下この条において「公務員等」という。)であつた者が、公務員等の職を離れた日以後最初に公職の候補者(選挙の期日まで公職の候補者であつた場合の公職の候補者に限る。)となつた衆議院議員又は参議院議員の選挙(その者が公務員等の職を離れた日以後三年以内に行なわれたものに限る。)において当選人となつた場合において、次の各号に掲げる者が、当該当選人のために行なつた選挙運動又は行為に關し、第二百二十一条「買収及び利害誘導罪」、第二百二十二条「多数人買収及び多数人利害誘導罪」、第二百二十三条「公職の候補者及び当選人に対する買収及び利害誘導罪」、第二百二十三条の二「新聞紙、雑誌の不法利用罪」、第二百二十五条「選挙の自由妨害罪」、第二百二十六条「職権濫用による選挙の自由妨害罪」、第二百三十九条「事前運動、教育者の地位利用、戸別訪問等の制限違反」第一号、第三号若しくは第四号又は第二百三十九条の二

「公務員等の選挙運動等の制限違反」の罪を犯し刑に処せられたときは、当該当選人の当選は、無効とする。
一 当該当選人の在職した公務員等の職(その者が当該公務員等の職を離れた日前三年間に在職したものに限る。以下この条において同じ。)と同一の職にある公務員等又は当該当選人の在職した公務員等の職の所掌に係る事務に従事する公務員等で当該当選人から当該選挙に關し指示又は要請を受けたもの
二 当該当選人の在職した公務員等の職の所掌に係る事務に従事する公務員等で当該当選人に係る前号に掲げる者から当該選挙に關し指示又は要請を受けたもの
三 当該当選人の在職した公務員等の職の所掌に係る事務と同種であり、かつ、その処理に關しこれと關係がある事務をその従事する事務の全部又は一部とする地方公共団体の公務員及び公社等の役員等で、当該当選人又は当該当選人に係る前二号に掲げる者から当該選挙に關し指示又は要請を受けたもの
第二百五十二条第三項を削り、同条第二項中「前項を」前二項に改め、同項を同条第三項とし、同項の次に次の一項を加える。
4 裁判所は、情状により、刑の言渡しと同時に、第一項に規定する者(第二百二十一条から第

二百二十三条の二までの罪につき刑に処せられた者を除く。)に對し同項の五年間若しくは刑の執行猶予中の期間について選挙権及び被選挙権を有しない旨の規定を適用せず、若しくはその期間のうちこれを適用すべき期間を短縮する旨を宣告し、第一項に規定する者で第二百二十一条から第二百二十三条の二までの罪につき刑に処せられたもの及び第二項に規定する者に対し第一項若しくは第二項の五年間若しくは刑の執行猶予の言渡しを受けた場合にあつてはその執行猶予中の期間のうち選挙権及び被選挙権を有しない旨の規定を適用すべき期間を短縮する旨を宣告し、又は前項に規定する者に対し同項の十年間の期間を短縮する旨を宣告することができ、
第二百五十二条第一項を次のように改める。
この章に掲げる罪(第二百四十条「選挙事務所、休憩所等の制限違反」、第二百四十二条「選挙事務所設置の届出違反」、第二百四十四条「選挙運動に關する各種制限違反」、その二、第二百四十五条「選挙期日後のあいさつ行為の制限違反」、第二百五十二条の二「立候補の届出前の演説会の規制違反」第一項、第二百五十二条の三「推薦団体の選挙運動の規制違反」、第二百五十二条の四「政党その他の政治団体の政治活動の規制違反」及び第二百五十三条「選挙人等

の偽証罪」の罪を除く。)を犯し罰金の刑に処せられた者は、その裁判が確定した日から五年間(刑の執行猶予の言渡しを受けた者については、その裁判が確定した日から刑の執行を受けることがなくなるまでの間)、この法律に規定する選挙権及び被選挙権を有しない。
2 この章に掲げる罪(第二百五十三條の罪を除く。)を犯し禁錮以上の刑に処せられた者は、その裁判が確定した日から刑の執行が終るまでの間若しくは刑の時効による場合を除くほか刑の執行の免除を受けるまでの間及びその後五年間又はその裁判が確定した日から刑の執行を受けることがなくなるまでの間、この法律に規定する選挙権及び被選挙権を有しない。
第二百五十三条を削り、第二百五十二条の三を第二百五十三条とし、第二百五十二条の二第二項中「及び第二百五十一条の八(都道府県知事及び市長の選挙の場合の規制)」を削り、「第二百五十一条の十一」を「第二百五十一条の八(都道府県知事及び市長の選挙における政治活動の規制)第一項、第二百五十一条の十第二項(政談演説会開催の届出)、第二百五十一条の十一」に改め、同条第二項第一号を削り、同項第二号を同項第一号とし、同項第三号を同項第二号とし、同条第二百五十二条の四とし、第二百五十二条の次に次の二条を加える。
(立候補の届出前の演説会の規制違反)

第二百五十二条の二 第二百五十一条の三(立候補の届出前の演説会の特例)第五項の規定に違反して確認を受けないで演説会を開催した者、同条第十項の規定に違反してポスターを撤去しなかつた者又は同条第十一項の規定による撤去の処分に従わなかつた者は、一年以下の禁錮又は千円以上三万円以下の罰金に処する。
2 第二百五十一条の三十項の規定に違反して文書図画を掲示した者は、二年以下の禁錮又は三千元以上五万円以下の罰金に処する。
3 第二百五十一条の三第二項若しくは同条第十四項において準用する第九十條(出納責任者の事務引継ぎ)第二項の規定による引継ぎをしなかつた者又は第二百五十一条の三第三項の規定に違反して報告書の提出を怠り、若しくは虚偽の報告書を提出した者は、三年以下の禁錮又は五千元以上五万円以下の罰金に処する。
(推薦団体の選挙運動の規制違反)
第二百五十二条の三 第二百五十一条の四第二項(推薦団体の確認)の確認書の交付を受けた政党その他の政治団体が、同条第一項、第六項若しくは第七項又は同条第八項において準用する第四百四十三條第六項若しくは第七項(演説会場におけるポスター、立札及び看板の類の敷及び規格)若しくは第四百四十四條第三項(ポスターの規格)の規定に違反して選挙運動をしたときは、

その政党その他の政治団体の役員又は構成員として当該違反行為をした者は、五千円以上十万円以下の罰金に処する。

2 第二百一条の四第八項において準用する第四百四十四条第二項若しくは第四項「ポスターの検印等」又は第四百四十五条「ポスターの換示箇所」の規定に違反してポスターを掲示した者は、五万円以下の罰金に処する。

第二百五十三條の二第一項中「第二百四十九條《寄附の勧誘、要求等の制限違反》、第二百四十九條の二《公職の候補者等の寄附の制限違反》」を削り、「及び第二百四十九條の四《公職の候補者等の氏名等を冠した団体の寄附の制限違反》の罪並びに第二百五十二條の二《政党その他の政治団体の政治活動の規制違反》及び第二百五十二條の三《推薦団体の選挙運動の規制違反》、第二百五十二條の四《政党その他の政治団体の政治活動の規制違反》並びに第二百五十三條に、「選挙運動を総括主宰した者若しくは出納責任者」を「第二百五十一條の二《総括主宰者、出納責任者等の選挙犯罪による当選無効》第一項各号に掲げる者」に、「第二百五十二條の二《新聞紙、雑誌の不法利用》

罪（若しくは第二百五十四條の二《おとり罪》）の罪又は出納責任者に係る第二百五十七條《選挙費用の法定額違反》」を「若しくは第二百五十三條の二《新聞紙、雑誌の不法利用罪》の罪、出納責任者に係る第二百五十七條《選挙費用の法定額違反》の罪又は第二百五十一條の二《公務員等の選挙犯罪による当選無効》各号に掲げる者に係る第二百五十一條、第二百五十二條、第二百五十三條、第二百五十四條の二、第二百五十五條《選挙の自由妨害罪》、第二百五十六條《職権濫用による選挙の自由妨害罪》、第二百五十九條《事前運動、教育者の地位利用、戸別訪問等の制限違反》第一号、第三号若しくは第四号若しくは第二百五十九條の二《公務員等の選挙運動等の制限違反》」に改める。

第二百五十四條前段中「第二百五十九條《寄附の勧誘、要求等の制限違反》、第二百五十九條の二《公職の候補者等の寄附の制限違反》」を削り、「及び第二百四十九條の四《公職の候補者等の氏名等を冠した団体の寄附の制限違反》の罪並びに第二百五十二條の二《政党その他の政治団体の政治活動の規制違反》及び第二百五十二條の三《推薦団体の選挙運動の規制違反》、第二百五十二條の四《政党その他の政治団体の政治活動の規制違反》並びに第二百五十三條に「選挙運動を総括主宰した者若しくは出納責任者」を「第二百五十一條の二《総括主宰者、出納責任者等の選挙犯罪による当選無効》第一項及び第三項、第二百五十二條の二《立候補の届出前の演説会の規制違反》第三項、第二百五十二條の

三《推薦団体の選挙運動の規制違反》、第二百五十二條の四《政党その他の政治団体の政治活動の規制違反》並びに第二百五十三條に、「選挙運動を総括主宰した者若しくは出納責任者」を「第二百五十一條の二《総括主宰者、出納責任者等の選挙犯罪による当選無効》第一項各号に掲げる者」に、「第二百五十三條の二《新聞紙、雑誌の不法利用罪》若しくは第二百五十四條の二《おとり罪》の罪を犯し刑に処せられたとき又は出納責任者が第二百五十七條《選挙費用の法定額違反》」を「若しくは第二百五十三條の二《新聞紙、雑誌の不法利用罪》の罪を犯し刑に処せられたとき、出納責任者が第二百五十四條七号《選挙費用の法定額違反》の罪を犯し刑に処せられたとき又は第二百五十一條の三《公務員等の選挙犯罪による当選無効》各号に掲げる者が第二百五十一條、第二百五十二條、第二百五十三條、第二百五十四條の二、第二百五十五條《選挙の自由妨害罪》、第二百五十六條《職権濫用による選挙の自由妨害罪》、第二百五十九條《事前運動、教育者の地位利用、戸別訪問等の制限違反》第一号、第三号若しくは第四号若しくは第二百五十九條の二《公務員等の選挙運動等の制限違反》」に改める。

第二百五十一條の二各号列記以外の部分中「費用の下に」並びに同条第二項の規定により行なう衆議院議員及び参議院議員の選挙の結果の速報に要する費用」を加える。

第二百六十二條第五号中「支出の報告書」の下に「第二百五十一條の三《立候補の届出前の演説会の特別例》第十四項において準用する場合を含む。」を加える。

第二百六十三條第七号を次のように改める。

七 第四百四十四條の二《ポスター掲示場》の規定による掲示場の設置に要する費用

第二百六十三條第十号の二を次のように改める。

十の二 第四百六十四條の九《街頭演説の場所の確保等》の規定による措置に要する費用

第二百六十三條第十一号中「公職」を「参議院全国選出議員」に改める。

第二百六十四條第一項第一号中「第十号及び第十一号」を「及び第十号から第十一号まで」に改め、

同条第二項中「第十号の二」を削り、同条第三項中「第六十條の二《任意制公営立会演説会》」を「第六十四條の四《任意制ポスター掲示場》の規定による掲示場の設置に要する費用、第六十條の二《任意制公営立会演説会》」に改める。

第二百六十六條に次の一項を加える。

2 都の議会の議員の各選挙区において選挙すべき議員の数については、特別区の存する区域以外の区域を区域とする各選挙区において選挙すべき議員の数を、特別区の存する区域を一の選挙区とみなして定め、特別区の区域を区域とする各選挙区に配分することにより定めることができる。

第二百七十一條に次の一項を加える。

2 昭和三十七年一月一日現在において一又は二以上の島の全部の区域をもつてその区域とする都道府県の議会の議員の選挙区については、当該区域の人口が当該都道府県の人口を当該都道府県の議会の議員の定数をもつて除して得た数の半数に達しなかつた場合においても、当分の間、第十五條第二項の規定にかかわらず、条例で当該区域をもつて一選挙区を設けることができる。

附則に次の一項を加える。

7 選挙人名簿については、住民登録法（昭和二十六年法律第二百十八号）第三條の住民票に基づきこれを調整し、毎年定時に及び選挙を行なう場合においてはそのつど、これに登録されていない者を登録する制度をすみやかに実施しなければならない。

（政治資金規正法の一部改正）

第二条 政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）の一部を次のように改正する。

第十一條第一項本文中「領収書」を「支出の金額、年月日及び目的を記載した預収書」に改める。

第十二條第三項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 第一項の報告書には、同項第三号の支出のうち一件千円以上のものについて、前条第一項の領収書その他の支出を証すべき書面の写し（同項の領収書その他の支出を証すべき書面を徴し難い事情があつたときは、その旨並びに支出の金額、年月日及び目的を記載した書面）を添附しなければならない。

第十三條第二項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前条第三項の規定は、前項の報告書について準用する。

第十六條中「領収書」を「第十一條第一項の領収書」に、「二年間」を「三年間」に改める。

第十七條に次の一項を加える。

2 第十二條第三項の規定は、前項の報告書について準用する。

第十九條各号列記以外の部分本文中「報告書」の下に「支出の金額、年月日及び目的を記載した領収書その他の支出を証すべき書面の写し（当該領収書その他の支出を証すべき書面を徴し難い事情があつたときは、その旨並びに支出の金額、年月日及び目的を記載した書面）を添附して」を加える。

第二十三條第一項中「当該政党、協会その他の団体又はその支部は、これを」を「当該政党、協会その他の団体又はその支部の役員又は構成員として当該違反行為をした者は、これを五年以下の禁錮又は」に改め、同条第二項を削る。

第二十四條第三号から第五号まで中「領収書」を「第十一條第一項の領収書」に改め、同条第七号中「報告書」の下に「若しくはこれに添附すべき書面」を加え、「これに」を「これらに」に改める。

第二十五條第一項中「報告書」の下に「若しくはこれに添附すべき書面を加え、これに」を「これらに」に改める。

第二十六條を次のように改める。

第二十六條 政党、協会その他の団体又はその支部が第二十二條の規定に違反して寄附を受けたときは、当該政党、協会その他の団体又はその支部の役員又は構成員として当該違反行為をした者は、これを三年以下の禁錮又は五千元以上五万円以下の罰金に処する。

第二十八條を次のように改める。

第二十八條 削除

附則
(施行期日及び適用区分)
第一條 この法律は、公布の日から施行する。

2 この法律による改正後の公職選挙法（以下「新法」という。）の規定（新法第二百一十一條の三第一項に規定する演説会に関する部分（これに係る罰則の規定を含むものとし、以下「立候補の届出前の演説会に関する部分」という。）を除く。）は、この附則に特別の定めがあるものを除くほか、参議院議員の選挙についてはこの法律の施行の日（以下「施行日」という。）以後はじめて行なわれる通常選挙から、その他の選挙については施行日から起算して三月を経過した日から適用し、新法の規定中立候補の届出前の演説会に関する部分は、施行日以後はじめて行なわれる参議院議員の通常選挙の期日から起算して一月を経過した日から適用する。

3 この法律による改正後の政治資金規正法の規定は、施行日から起算して三月を経過した日から適用する。ただし、参議院議員の選挙に關してなされる寄附及びその他の収入並びに支出については、施行日以後はじめて行なわれる通常選挙から適用する。

4 この法律による改正後の最高裁判所裁判官国民審査法（昭和二十二年法律第三十六号）第四十九條、漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第九十四條及び農業委員会等に関する法律（昭和二十六年法律第八十八号）第十一條の規定は、この附則に特別の定めがあるものを除くほか、施行日から起算して三月を経過した日から適用する。

（選挙期日が公布されている選挙等に関する経過措置）

第二條 施行日以後はじめて行なわれる参議院議員の通常選挙の期日の公示の日の前日までにその選挙の期日を告示された参議院議員の選挙及び施行日から起算して三月を経過した日の前日までにその選挙の期日を公示され、又は告示された参議院議員の選挙以外の選挙については、なお従前の例による。

（罰則等に関する経過措置）

第三條 この法律の適用前にした行為及び前条の規定により従前の例により行なわれる選挙に關してこの法律の適用後にした行為については、なお、この法律による改正前の公職選挙法第十六章（これを準用する場合を含む。）及び政治資金規正法第六章の規定の例による。

（訴訟に関する経過措置）

第四條 新法第二百一十一條（これを準用する場合を含む。）の規定は、参議院議員の選挙については施行日以後はじめて行なわれる通常選挙に係る犯罪による当選無効の訴訟から参議院議員の選挙以外の選挙については施行日から起算して三月を経過した日以後においてその選挙の期日を公示され、又は告示される選挙に係る犯罪による当選無効の訴訟から適用し、施行日以後はじめて行なわれる通常選挙の期日の公示の日の前日までにその選挙の期日を公示され、又は告示された参議院議員の選挙に係る犯罪による当選無効の訴訟及び施行日から三月を経過した日の前日までにその選挙の期日を公示され、又は告示された参議院議員の選挙以外の選挙に係る犯罪による

選挙以外の選挙に係る犯罪による当選無効の訴訟については、なお従前の例による。

（最高裁判所裁判官国民審査法の一部改正）

第五條 最高裁判所裁判官国民審査法の一部を次のように改正する。

第四十九條中「第二百五十三條」を削り、同条の表上欄中「第二百五十三條第三項」を「第二百五十五條」に改め、同条中欄中「候補者の氏名」を「候補者の氏名又は候補者に対して○の記号」に改める。

（漁業法の一部改正）

第六條 漁業法の一部を次のように改正する。

第九十二條第一項第四号を次のように改める。

四 第九十四條において準用する公職選挙法第二百五十一條の二第一項の規定により当選人の当選が無効となつたとき。

第九十四條第一項前段中「及び第四十六條」を、「第四十六條及び第四十六條の二」、「第八十六條第一項から第三項まで、第七項、第八項」を「第八十六條第一項、第二項、第五項、第九項から第十一項まで、第八十六條の二」に、「第二百四十四條第一号から第五号の三まで」を「第二百四十四條第一号から第五号の二まで」に、「第二百五十二條の二」を「第二百五十二條の二から第二百五十二條の四まで」に改め、「教育委員会の委員」を削り、同項後段の表を次のように改める。

第二百一十一條第三項	次の各号	第一号、第二号及び第四号
第二百一十二條第三項	前条第三項各条	前条第三項第一号、第二号及び第四号
第二百一十三條第三項	第二百一十一條第三項各号	第二百一十一條第三項第一号、第二号及び第四号
第二百一十四條の二第二項	同条第一項各号	同条第一項第一号、第三号及び第四号
第二百一十四條の二第二項	第二百一十一條の二第二項各号	第二百一十一條の二第二項第一号、第三号及び第四号
第二百四十一條第二号	第六百三十五條又は第三百三十六條	漁業法第九十四條において準用する第三百三十五條又第三百三十六條
第二百五十一條	本章に掲げる罪（第二百四十五條、第二百四十六條、第二百四十八條、第二百四十九條の三、第二百四十九條の四、第二百四十九條の五第一項及び第三項、第二百五十二條の二第三項、第二百五十二條の三、第二百五十三條の罪を除く）	漁業法第九十四條において準用する第十六章に掲げる罪（第二百四十五條の罪を除く）
第二百五十一條の二第二項	次の各号	第一号、第三号及び第四号
第二百五十二條第一項	この章に掲げる罪（第二百四十條、第二百四十二條、第二百五十二條の二第二項、第二百五十二條の三、第二百五十三條の罪を除く）	漁業法第九十四條において準用する第十六章に掲げる罪（第二百四十五條の罪を除く）
第二百五十二條第二項	この章に掲げる罪（第二百五十三條の罪を除く）	
第二百五十三條の二第二項	本章に掲げる罪（第二百四十五條、第二百四十六條、第二百四十八條、第二百四十九條の三、第二百四十九條の四、第二百四十九條の五第一項及び第三項、第二百五十二條の二第三項、第二百五十二條の三、第二百五十三條の罪を除く）	漁業法第九十四條において準用する第十六章に掲げる罪（第二百四十五條の罪を除く）
第二百五十三條の二第二項	この章に掲げる罪（第二百五十三條の罪を除く）	

第二百五十一條の二第一項	各号
第二百五十一條の二第一項	各号

第二十五条第一項	十二月二十日	次年三月五日
第二十二條第一項	十一月五日	次年一月二十日
第十九條第二項	前項	農業委員會等に関する法律 第十條第一項
第十八條	第十五條第五項	農業委員會等に関する法律 第十條の二第二項
第十七條第一項及び第二項	市町村の区域 市町村の区域	農業委員會会の区域 農業委員會会の区域
第十一條第二項	第二百五十二條	農業委員會等に関する法律 第十一條において準用する 第二百五十二條
	この法律	農業委員會等に関する法律 (昭和二十六年法律第八十八号)

第二十五条第二項	次年の十二月十九日	地方自治法第七條第六項 「市町村の設置の告示」の告示による当該市町村の設置の日	次年度の三月四日
第三十三條第三項	三分の一	その選挙を必要とするに至つた選挙又は農業委員会等に関する法律第十四條の解任の効力	当該農業委員会の設置の日
第三十四條第二項ただし書	二分の一	その選挙を必要とするに至つた選挙又は農業委員会等に関する法律第十四條の解任の効力	
第三十四條第三項	五人	農業委員会等に関する法律第八條第四項及び第五項、同法第十一條において準用する第八十六條の二及び第九十七條若しくは國家公務員法（昭和二十二年法律第二十號）第二百二條第二項（政治的行為の制限）	
第六十二條第二項（第七十六條において準用する場合を含む。）	十人	第八十六條の二（被選挙権のない者の立候補の禁止）の第八十七條（重複立候補の禁止）、第八十七條の二（知事、市長を退職した者の立候補制限）若しくは第八十八條（選挙事務関係者の立候補制限）	
第六十八條第二号	第十一條	農業委員会等に関する法律第十一條において準用する	
第八十六條の二	第二百五十二條	農業委員会等に関する法律第十一條において準用する第二百五十二條	
第九十條	前条	農業委員会等に関する法律第八條第四項若しくは第五項又は國家公務員法第二百二條第二項	
第九十一條	その選挙の期日から三箇月以内を生じた場合において第九十五條第一項但書の規定による得票者で当選人とならなかつたものがあるとき	生じた場合において第九十五條第一項ただし書の規定による得票者で当選人とならなかつたものがあるとき	
第九十七條第二項	第九十五條第二項（同点者の場合）の規定の適用を受け	第九十五條第二項（同点者の場合）の規定の適用を受け	

第百零三条	第九十七条	農業委員会等に関する法律 第十一條において準用する 第九十七條
第百零四條	第九十二條	農業委員会等に関する法律 第十一條において準用する 第九十二條
第百零五條第一項第三号	地方自治法第九十二條の二 （議員が請負人等となること の禁止）	地方自治法（昭和二十二年 法律第六十七號）第九十八 條の五第六項
第百零六條第一項第三号	六分の一	五分の二
第百零七條第一項第三号	地方公共団体の議会の議長	農業委員会の会長
第百零八條第一項第五号	当該議員の選挙の期日から 三箇月以内に生じた場合に おいて第九十五條第一項但 書（法定得票数）の規定によ る得票者が当選人とならな かつた者があるとき又は当 該議員の選挙の期日から三 箇月経過後に生じた場合に おいて第九十五條第二項 （同点者の場合）の規定の適 用を受けた得票者が当選人 とならなかつたものがある ときは	生じた場合において第九十 五條第一項ただし書の規定 による得票者が当選人とな らなかつたものがあるとき は
第百零九條第一項第三号	六分の一	五分の二
第百一十條第一項第三号	同一の地方公共団体	当該農業委員会
第百一十一條	市町村が設置された	農業委員会が設置された
第百一十二條	第八十八條（立候補制限を 受ける選挙事務関係者）に 掲げる者	農業委員会等に関する法律 第八條第四項に掲げる者
第百一十三條の三	第二百五十二條	農業委員会等に関する法律 第十一條において準用する 第二百五十二條
第百一十四條第二項	必要な設備をしなければな らない	その使用を許可しなければ ならない
第百一十五條	第一項各号	第四号
第百一十六條第一項	本章に規定する異議の申立	農業委員会等に関する法律 第十一條において準用する 法律第二十五條（第二百四 十條及び第二百四十一條第 二項の規定を除く）に規 定する異議の申立

第二百二十條第三項	議会の議長	農業委員会の会長
第二百二十一條第三項	次の各号	第一号、第二号及び第四号
第二百二十二條第三項	前条第三項各号	及び第四号
第二百二十三條第三項	第二百二十一條第三項各号	第二百二十一條第三項第一 号、第二号及び第四号
第二百二十三條の二第二項	第二百二十一條（買収及び 利害誘導罪）第三項各号	第二百二十一條（買収及び 利害誘導罪）第三項第一 号、第二号及び第四号
第二百二十四條の二第二項	同条第一項各号	同条第一項第一号、第三号 及び第四号
第二百二十四條の二第二項	第二百五十一條の二第二項 各号	第二百五十一條の二第二項 第一号、第三号及び第四号
第二百四十一條第二号	第二百三十五條	農業委員会等に関する法律 第十一條において準用する 第二百三十五條
第二百五十一條	本章に掲げる罪（第二百四 十五條（選挙期日後の投票 行為の制限違反）、第二百 四十六條（選挙運動に関す る収入及び支出の規制違 反）、第二百四十八條（寄附 の制限違反）、第二百四十九 條（公職の候補者等の関 係会社等の寄附の制限違 反）、第二百四十九條の二 （公職の候補者等の氏名等 を冠した団体の寄附の制限 違反）、第二百四十九條の三 （後援団体の寄附の制限違 反）及び第二百五十二條の 三（立候補の届出前の演説 等の規制違反）第三項、第 二百五十二條の三（推薦団 体の選挙運動の規制違反） その他政治団体の政治活動 の規制違反並びに第二百 五十三條（選挙人等の偽証 罪）の罪を除く）	農業委員会等に関する法律 第十一條において準用する 第十六條に掲げる罪
第二百五十一條の二第二項	次の各号	第一号、第三号及び第四号
第二百五十一條の二第二項	この章に掲げる罪（第二百 四十條（選挙事務所、休憩 所等の制限違反）、第二百	

第二百五十二條第一項	四十二條（選舉事務所設置の届出違反）第二百四十四條（選舉運動に関する各種制限違反、その二）第二百四十五條（選舉期日後のあいさつ行為の制限違反）第二百五十二條の二（立候補の届出前の演説会の規制違反）第一項、第二百五十二條の三（推薦団体の選舉運動の規制違反）第二百五十二條の四（政党その他の政治団体の政治活動の規制違反）及び第二百五十三條（選人等の偽証罪）の罪を除く。）	農業委員会等に関する法律第十一章において準用する第二百四十條（選舉事務所の制限違反）及び第二百四十二條（選舉事務所設置の届出違反）の罪を除く。）
第二百五十二條第二項	この章に掲げる罪（第二百五十三條の罪を除く。）	農業委員会等に関する法律第十一章において準用する第十六章に掲げる罪
第二百五十三條の二第一項	本章に掲げる罪（第二百四十五條（選舉期日後の挨拶行為の制限違反）、第二百四十六條（選舉運動に関する収入及び支出の規制違反）第二号から第九号まで、第二百四十八條（寄附の制限違反）第二百四十九條の三（公職の候補者等の関係会社等の寄附の制限違反）、第二百四十九條の四（公職の候補者等の氏名等を冠した団体の寄附の制限違反）、第二百四十九條の五（後援団体に關する寄附等の制限違反）第一項及び第三項、第二百五十二條の二（立候補の届出前の演説会の規制違反）第三項、第二百五十一條の三（推薦団体の選舉運動の規制違反）、第二百五十二條の四（政党その他の政治団体の政治活動の規制違反）並びに第二百五十三條（選人等の偽証罪）の罪を除く。）	農業委員会等に関する法律第十一章において準用する本章に掲げる罪
第二百五十一條の二	本章に掲げる罪（第二百四十五條（選舉期日後の挨拶行為の制限違反）、第二百四十六條（選舉運動に関する収入及び支出の規制違反）	農業委員会等に関する法律第十一章において準用する第二百四十一條（總括主事者、出納責任者等の選舉犯罪による当選無効）第一項第一号、第三号及び第四号

第二百五十四条	第二号から第九号まで、第二百四十八条《公職の候補者等の関係会社等の寄附の制限違反》、第二百四十九条の四《公職の候補者等の氏名等を冠した団体の寄附の制限違反》、第二百四十九条の五《後援団体に關する寄附等の制限違反》第二項及び第三項、第二百五十二条の二《立候補の届出前の演説会の規制違反》第三項、第二百五十一条の三《推薦団体の選挙運動の規制違反》、第二百五十二条の四《政党その他の政治団体の政治活動の規制違反》並びに第二百五十三条《選挙人等の偽証罪》の罪を除く。	第二百五十一条の二《総括主宰者、出納責任者等の選挙犯罪による当選無効》第一項各号	議会の議長	第二百七十二条第一項	この法律の実施
農業委員会等に関する法律 第十一条において準用する 第十六章に掲げる罪	第二百五十一条の二《総括主宰者、出納責任者等の選挙犯罪による当選無効》第一項第一号、第三号及び第四号	農業委員会の会長	農業委員会 の選挙		

理由
選挙制度審議会の答申の趣旨に基づき、立候補制度の合理化、選挙運動の方法及び費用の合理化、選挙公営の拡充、政党その他の政治団体の政治活動及び選挙運動の規制の緩和、連座制、選挙権及び被選挙権の停止、罰則その他の制裁の強化、選挙に関する寄附及び政治資金の規正の合理化その他所要の改正を行なう必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律案

国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律

国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律（昭和二十五年法律第七十九号）の一部を次のように改正する。

第三条第五号の次に次の一号を加える。

五の二 ポスター掲示場費

第三条第七号を削り、同条第八号を同条第七号とし、同号の次に次の一号を加える。

街頭演說場所表示費

第三十條第十号を削り、同条第十一号を同条第十号とし、同条第十二号を同条第十一号とする。

第四条第一項の表を次のように改める

区市町村		区		市		町		村	
投票区 の選 挙人数	投票 票日	平日	土曜日	日曜日 又は休 日	平日	土曜日	日曜日 又は休 日	平日	土曜日
		八、三三 円	二、四二 円	二、二五 円	七、六三 円	二、五九 円	五、〇七 円	五、〇五 円	六、九七 円
五百人未満		八、三三 円	二、四二 円	二、二五 円	七、六三 円	二、五九 円	五、〇七 円	五、〇五 円	六、九七 円
一千人未満		九、〇四 円	一、四〇 円	一、八五 円	八、五四 円	三、二六 円	一、二七 円	五、七三 円	八、一三 円
一千人以上 未滿		二、七五 円	一、七四 円	三、四九 円	一〇、八五 円	一六、〇三 円	三〇、七三 円	六、九三 円	九、四〇 円
二千人未満		三、九六 円	二、〇三 円	二、六九 円	一八、七〇 円	二五、九七 円	四〇、九七 円	二、五七 円	一四、一三 円
三千人以上 未滿		一、七〇 円	二、四四 円	三、〇四 円	一五、五七 円	三、〇七 円	二七、九七 円	一〇、九六 円	四、三三 円
五千人未満		三、〇九 円	二、九七 円	三、七三 円	一九、三九 円	二七、〇二 円	三四、〇七 円	三、三三 円	一七、二七 円
一万人未満		二、四九 円	二、九七 円	三、七三 円	一九、三九 円	二七、〇二 円	三四、〇七 円	三、三三 円	一七、二七 円
一万人以上 未滿		二、四九 円	二、九七 円	三、七三 円	一九、三九 円	二七、〇二 円	三四、〇七 円	三、三三 円	一七、二七 円
一万五千人未満		二、四九 円	二、九七 円	三、七三 円	一九、三九 円	二七、〇二 円	三四、〇七 円	三、三三 円	一七、二七 円
二万人未満		二、四九 円	二、九七 円	三、七三 円	一九、三九 円	二七、〇二 円	三四、〇七 円	三、三三 円	一七、二七 円
二万人以上		二、四九 円	二、九七 円	三、七三 円	一九、三九 円	二七、〇二 円	三四、〇七 円	三、三三 円	一七、二七 円

第四条第二項の表を次のように改める。

投票区 の選 挙人数	投票 票日	区			市			町			村		
		平日	土曜日	日曜日 又は休 日	平日	土曜日	日曜日 又は休 日	平日	土曜日	日曜日 又は休 日	平日	土曜日	日曜日 又は休 日
五百人未 満	五、三六 円	九、五〇 円	一三、〇八 円	四、八六 円	八、七四 円	二、二四 円	二、三八 円	四、三〇 円	六、〇八 円	二、九八 円	五、四二 円	七、六〇 円	
一千人未 満	六、〇七 円	一一、〇八 円	一五、五二 円	五、六七 円	一〇、一九 円	一四、二八 円	二、九八 円	五、四二 円	七、六〇 円				
二千人未 満	六、九六 円	一二、六七 円	一七、七四 円	六、四〇 円	一一、六五 円	一六、三〇 円	二、九八 円	五、四二 円	七、六〇 円				
三千人未 満	七、八九 円	一四、二五 円	一九、九六 円	七、二〇 円	一二、一三 円	一八、三六 円	三、五八 円	六、五二 円	九、一二 円				
五千人未 満	八、七〇 円	一五、八四 円	二二、一八 円	八、〇〇 円	一四、五七 円	二〇、四〇 円	四、一七 円	七、五九 円	一〇、六四 円				

五千人以上 未滿	一〇、四三 円	一九、〇八 円	二六、六六 円	九、六二 円	一七、四八 円	二四、四八 円	四、七六 円	八、六八 円	一三、二六 円
一万人以上 未滿	一三、〇五 円	二二、七六 円	三三、二七 円	二二、〇五 円	二二、八五 円	三三、〇〇 円	五、九七 円	一〇、八五 円	一五、〇〇 円
一万五千人以上 未滿	一九、一三 円	三三、八四 円	四八、七六 円	一七、六三 円	三三、〇五 円	四八、八〇 円	八、九五 円	一六、二五 円	二一、八〇 円
二万人以上	二六、二三 円	四七、五三 円	六六、五四 円	二四、〇三 円	四三、七〇 円	六、三〇 円	一一、九〇 円	二一、七〇 円	二七、四〇 円

第四条第三項中「二千七百八十八円」を「四千四百五円」に、「二千五百四十二円」を「四千五十円」に、「二千四十円」を「三千十七円」に改める。

第五条第一項の表を次のように改める。

区市町村		区		市		町		村	
開票区 の選 挙人数	開票 票日	六、九七 円	六、四一 円	三、三三 円	六、九七 円	六、四一 円	三、三三 円	六、九七 円	六、四一 円
		六、九七 円	六、四一 円	三、三三 円	六、九七 円	六、四一 円	三、三三 円	六、九七 円	六、四一 円
一千人未満		六、九七 円	六、四一 円	三、三三 円	六、九七 円	六、四一 円	三、三三 円	六、九七 円	六、四一 円
一千人以上 未滿		二九、六九 円	二七、四六 円	一七、七七 円	二九、六九 円	二七、四六 円	一七、七七 円	二九、六九 円	二七、四六 円
一万人以上 未滿		三八、四八 円	三五、四五 円	二二、五四 円	三八、四八 円	三五、四五 円	二二、五四 円	三八、四八 円	三五、四五 円
二万人以上 未滿		四四、三五 円	四〇、七三 円	二六、五三 円	四四、三五 円	四〇、七三 円	二六、五三 円	四四、三五 円	四〇、七三 円
三万人以上		五〇、九七 円	四六、七二 円	三〇、三〇 円	五〇、九七 円	四六、七二 円	三〇、三〇 円	五〇、九七 円	四六、七二 円
五千人以上		六三、三七 円	五七、七六 円	三七、八八 円	六三、三七 円	五七、七六 円	三七、八八 円	六三、三七 円	五七、七六 円

第五条第二項の表を次のように改める。

区市町村		区		市		町		村	
開票区 の選 挙人数	開票 票日	六、九七 円	六、四一 円	三、三三 円	六、九七 円	六、四一 円	三、三三 円	六、九七 円	六、四一 円
		六、九七 円	六、四一 円	三、三三 円	六、九七 円	六、四一 円	三、三三 円	六、九七 円	六、四一 円
一千人未満		六、九七 円	六、四一 円	三、三三 円	六、九七 円	六、四一 円	三、三三 円	六、九七 円	六、四一 円

第五条第三項の表を次のように改正する。

開票区 の選挙人数	開票日	区市町村			
		区	市	町	村
二千人未満	平日 土曜日を 含むもの とする。	八、三六四	七、六九二	三、八一六	
二千人未満	平日 土曜日を 含むもの とする。	一二、五四六	一一、五三八	五、七二四	
三千人未満	平日 土曜日を 含むもの とする。	一五、三三四	一四、一〇二	七、一五五	
五千人未満	平日 土曜日を 含むもの とする。	一九、五一六	一七、九四八	九、〇六三	
一万五千人未満	平日 土曜日を 含むもの とする。	二五、七八九	二三、七一七	一一、九二五	
一万五千人未満	平日 土曜日を 含むもの とする。	二七、八八〇	二五、六四〇	一二、八七九	
二万人未満	平日 土曜日を 含むもの とする。	三二、〇六二	二九、四八六	一四、七八七	
三万人以上	平日 土曜日を 含むもの とする。	三七、六三八	三四、六一四	一七、一七二	

開票区 の選挙人数	開票日	区市町村			
		区	市	町	村
一千人未満	平日 土曜日を 含むもの とする。	六、九七〇	六、四〇〇	三、三三九	三、〇〇〇
一千人未満	平日 土曜日を 含むもの とする。	八、三六四	七、六九二	三、八一六	三、〇〇〇
二千人未満	平日 土曜日を 含むもの とする。	一二、五四六	一一、五三八	五、七二四	五、〇〇〇
三千人未満	平日 土曜日を 含むもの とする。	一五、三三四	一四、一〇二	七、一五五	六、〇〇〇
五千人未満	平日 土曜日を 含むもの とする。	一九、五一六	一七、九四八	九、〇六三	八、〇〇〇
一万五千人未満	平日 土曜日を 含むもの とする。	二五、七八九	二三、七一七	一一、九二五	一一、〇〇〇
一万五千人未満	平日 土曜日を 含むもの とする。	二七、八八〇	二五、六四〇	一二、八七九	一二、〇〇〇
二万人以上	平日 土曜日を 含むもの とする。	三二、〇六二	二九、四八六	一四、七八七	一五、〇〇〇
三万人以上	平日 土曜日を 含むもの とする。	三七、六三八	三四、六一四	一七、一七二	一八、〇〇〇

第五条第四項の表を次のように改正する。

開票区 の選挙人数	開票日	区市町村			
		区	市	町	村
二万人未満	平日 土曜日を 含むもの とする。	三、〇六二	二、九六九	二、六七九	一、三八六
三万人以上	平日 土曜日を 含むもの とする。	三、七六六	三、四六六	三、一五五	一、五五三

第六条第一項中「九万三千二百七十七円」を「十万三千四百七十七円」に改め、同条第二項中「三十七万七千九百九十二円」を「三十九万九千九百二十九円」に改める。

第六条第三項の表を次のように改める。

選挙会又は選挙分会 が開かれる地	選挙会又は選挙分会	区市町村			
		区	市	町	村
衆議院議員選挙会	衆議院議員選挙会	三、一六八	三、〇八七	三、〇八七	三、〇八七
参議院地方選出議員選挙会及び参議院全国選出議員選挙分会	参議院地方選出議員選挙会及び参議院全国選出議員選挙分会	七、六二〇	七、四二九	七、四二九	七、四二九

第七條第一項の表を次のように改める。

選挙	都道府県の世帯数	地域又は候補者の数	参議院議員選挙又は参議院地方選出議員選挙		参議院全国選出議員選挙	
			参議院議員選挙又は参議院地方選出議員選挙	参議院議員選挙又は参議院地方選出議員選挙	参議院議員選挙又は参議院地方選出議員選挙	参議院議員選挙又は参議院地方選出議員選挙
(一)	二十万以上	十人以上	十人以上	十人以上	十人以上	十人以上
(二)	三十万以上	二十人以上	二十人以上	二十人以上	二十人以上	二十人以上
(三)	四十万以上	三十人以上	三十人以上	三十人以上	三十人以上	三十人以上
(四)	五十万以上	四十人以上	四十人以上	四十人以上	四十人以上	四十人以上
(五)	六十万以上	五十人以上	五十人以上	五十人以上	五十人以上	五十人以上
(六)	七十万以上	六十人以上	六十人以上	六十人以上	六十人以上	六十人以上
(七)	八十万以上	七十人以上	七十人以上	七十人以上	七十人以上	七十人以上

第八條を次のように改める。

(候補者氏名等掲示費)

第八條 候補者氏名等掲示費の基本額は、一投票区について次の表に掲げるとおりとする。

候補者数	選挙	衆議院議員選挙又は参議院地方選出議員選挙	参議院全国選出議員選挙
十四人以上未滿	選挙	二六円	
二十人以上未滿	選挙	三八円	
二十人以上未滿	選挙	五三円	
二百人以上未滿	選挙		四〇二円
二百人以上未滿	選挙		四二四円

二百人以上未滿	四四六
二百五十人以上未滿	四六八
三百人以上未滿	四九〇
三百五十人以上未滿	五二二

第八條の次に次の一条を加える。

(ポスター掲示場費)

第八條の二 衆議院議員及び参議院地方選出議員の選挙の候補者の選挙運動用ポスターの掲示場の経費の額は、一投票区について次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 区 三千円
- 二 市 二千五百円
- 三 町村 二千円

第九條第一項の表を次のように改める。

区市町村	開催の時間	演説会場の施設面積	昼間		夜間	
			午前八時から午後五時	午後五時から午前八時	午前八時から午後五時	午後五時から午前八時
百六十五平方メートル未滿	六七〇円	六七〇円	一、九〇八円	六二〇円	一、七五三円	五七〇円
百六十五平方メートル以上	六七〇円	六七〇円	一、九一七円	六二〇円	一、七六二円	五七〇円
三百三十平方メートル未滿	六七〇円	六七〇円	一、九五六円	六二〇円	一、八〇一円	五七〇円
三百三十平方メートル以上	六七〇円	六七〇円	一、九五六円	六二〇円	一、八〇一円	五七〇円
四百九十五平方メートル未滿	六七〇円	六七〇円	二、〇三五円	六二〇円	一、八八〇円	五七〇円
四百九十五平方メートル以上	六七〇円	六七〇円	二、〇三五円	六二〇円	一、八八〇円	五七〇円

第九條第二項中「七百五十二円」を「千八百八十八円」に、「六百八十六円」を「千九百三十三円」に、「五百五十円」を「八百十四円」に改める。

第九條の二を削る。

第十條第一項の表を次のように改める。

第十條第二項中「二千四百」を「三千百六十八圓」に、「千八百二十八圓」を「二千九百十二圓」に、「千四百六十八圓」を「二千百七十二圓」に改める。

第十條の次に次の一條を加える。

(街頭演說場所表示費)

第十條の二 選挙運動のために行なう街頭演説の場所の表示に要する経費の額は、区及び市の投票区(市にあつては、選挙人の数が千人以上の投票区に限る。)について千円とする。

第十二条を次のように改める。

第十二条 削除

第十三条第一項第一号から第七号までを次のように改める。

一 都道府県

[illegible]

二 都道府県の支庁又は地方事務所

衆議院議員選挙

参議院議員選挙

三 認定出先機関

衆議院議員選挙

參議院議員選舉

四 大都市

衆議院議員選挙

参議院議員選挙

五区

選挙	選挙人の数	五万人未満	五万人以上 十万人未満	十万人以上 十五万人未満	十五万人以上
衆議院議員選挙	五三、九四五 円	六七七、一五五 円	八七一、九〇五 円	一、〇九三、九三三 円	
参議院議員選挙	五四八、三三五	六九一、四〇五	八八六、一五五	一、一〇八、一八三	

六市

選挙	選挙人の数	三万人未満	三万人以上 五万人未満	五万人以上 十万人未満	十万人以上 十五万人未満	十五万人以上
衆議院議員選挙	三三九、二三		三三四、三五円	五五五、一六三円	七六六、七七円	一、〇〇八、三三円
参議院議員選挙	二四六、二五		三四一、二九七	五五三、九〇三	七九九、八一七	一、〇二一、四四

七
町村

選挙人	一千人未満	二千人以上	二千人以上	三千人以上	三千人以上	五千人以上	五千人以上	一万人未満	一万人以上	二万人未満	二万人以上
選挙の 数	二千人未満	二千人以上	三千人未満	三千人以上	五千人未満	五千人以上	一万人未満	一万人以上	二万人未満	二万人以上	
選挙	二千人未満	二千人以上	三千人未満	三千人以上	五千人未満	五千人以上	一万人未満	一万人以上	二万人未満	二万人以上	
衆議院議 員選挙	二〇、六四六 円	二二、八二六 円	三六、一〇三 円	六〇、〇九五 円	八八、〇六三 円	一二、三五八 円	一四二、六六四 円				
参議院議 員選挙	二二、二九七	二四、四六七	三七、四〇五	六二、〇四八	九一、三二七	一二六、二六四	一四七、三				

第十三条第二項第一号から第七号までを次のように改める。

一 都道府県

[illegible]

第十四条第一項の表を次のように改める。

選挙	衆議院議員選挙	参議院地方選出議員選挙	参議院全国選出議員選挙
投票管理者、開票管理者、選挙長等			
投票管理者	四〇〇円	四〇〇円	四〇〇円
開票管理者	四〇〇円	四〇〇円	四〇〇円
選挙長	一、二〇〇円	一、二〇〇円	一、四〇〇円
選挙分会長	一、二〇〇円	一、二〇〇円	一、二〇〇円
投票立会人	一日につき 三五〇円	一日につき 三五〇円	一日につき 三五〇円
開票立会人	一日につき 三五〇円	一日につき 三五〇円	一日につき 三五〇円
選挙立会人	一日につき 三五〇円	一日につき 三五〇円	一日につき 三五〇円

第十五条第一項中「参議院地方選出議員の候補者氏名等掲示費の額に準ずる額」を「国民審査に付される裁判官の数が一人の場合は、一投票区につき千九百四十円とし、その数が一人をこえる場合においては、一人を増すごとに六十円を加算した額」に改める。

第十七条第二項中「十九万六千九百五十八円」を「二十一万五千五百一十一円」に改め、同条第三項中「四九、四三〇」を「七六、二〇九」に、「三一、三三五」を「四八、二一九」に、「四六、七二二」を「七四、二四九」に、「二九、六〇八」を「四七、〇〇〇」に改める。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第三条及び第八条の改正規定、第八条の次に一条を加える改正規定、第九条の二を削る改正規定、第十条の次に一条を加える改正規定並びに第十二条の改正規定中衆議院議員の選挙に係る部分並びに第十五条第一項の改正規定は、公職選挙法等の一部を改正する法律(昭和三十一年法律第 号)の公布の日から起算して三月を経過した日から施行し、第六条第二項並びに第十七条第二項及び第三項の改正規定並びに第三条、第六条第三項及び第八条の改正規定、第八条の次に一条を加える改正規定、第九条の二を削る改正規定、第十条の次に一条を加える改正規定並びに第十三条第一項及び第二項の改正規定中参議院議員の選挙に係る部分は、この法律の公布の日以後はじめて行なわれる通常選挙から施行する。

2 この法律の公布の日以後はじめて行なわれる参議院議員の通常選挙の期日の公示がされるまでの間にその期日を告示される参議院地方選出議員の再選挙又は補欠選挙(以下「通常選挙前」)

再選挙又は補欠選挙」という。については、第十三条第一項の基本額は、次の各号の表に掲げるとおりとする。

一 都道府県

選挙人の数	五十万人未満	五十万人以上七十五万人未満	七十五万人以上一百万人未満	一百万人以上二百二十五万人未満	二百二十五万人以上三百五十万人未満	三百五十万人以上五百五十万人未満	五百五十万人以上
参議院議員選挙	三、二〇〇、六五五円	三、七二七、八三三円	四、三〇三、三九四円	五、〇一八、九六五円	五、七三三、五三六円	六、四四八、一〇七円	七、一六二、六七八円

選挙人の数	五十万人未満	五十万人以上七十五万人未満	七十五万人以上一百万人未満	一百万人以上二百二十五万人未満	二百二十五万人以上三百五十万人未満	三百五十万人以上五百五十万人未満	五百五十万人以上
都及び大都市のある府	七、二〇〇、六五五円	七、七二七、八三三円	八、三〇三、三九四円	八、八二九、九六五円	九、三五五、五三六円	九、八八二、一〇七円	一〇、四〇八、六七八円
その他の道府県	七、二〇〇、六五五円	七、七二七、八三三円	八、三〇三、三九四円	八、八二九、九六五円	九、三五五、五三六円	九、八八二、一〇七円	一〇、四〇八、六七八円

二 都道府県の支庁又は地方事務所

三 認定出先機関

四 大都市

五 区

参議院議員選挙 三、八六、四二〇円
 認定出先機関 二、二六、〇〇一円
 大都市 一、一四六、一四五円

選挙人の数	五万人未満	五万人以上十万人未満	十万人以上十五万人未満	十五万人以上
選挙	五、五七五円	七、〇〇、九五五円	八、五二五円	一、二七、六九五円

選挙人の数	三万人未満	三万人以上五万人未満	五万人以上十万人未満	十万人以上十五万人未満	十五万人以上
参議院議員選挙	三、〇七、七九四円	三、四四、六六一円	五、四九、七三三円	八、八、五三三円	一、〇三〇、一三三円

選挙人の数	一千人未満	一千人以上二千人未満	二千人以上三千人未満	三千人以上五千人未満	五千人以上一万人未満	一万人以上二万人未満	二万人以上
選挙	三、三二二円	三、四九二円	三、六三三円	三、七五〇円	三、八七七円	三、九八八円	四、一〇〇円

通常選挙前の再選挙又は補欠選挙については、第十三条第二項の表の類は、次の各号の表に掲げるとおりとする。

[illegible]

参議院議員選挙	一二九、三五一円
四 大都市	
参議院議員選挙	五九〇、七八五円

選挙	選挙人の数	三万人未満	三万人以上 五万人未満	五万人以上 十万人未満	十万人以上 十五万人未 満	十五万人以 上
参議院議員選挙		一三、八九円	一四、五〇円	二〇、五三円	二六、〇三円	二九、〇三円

選挙	選挙人の数	議員選挙
満	一千人未	一、三、二四一円
満	一千人以上	一、三、二四二円
満	二千人未	二、四、五三三円
満	二千人以上	四、一、五〇〇円
満	三千人未	六、四、四七二円
満	三千人以上	七、七、三八八円
満	五千人未	九、六、五五五円
満	五千人以上	
満	一万人未	
満	一万人以上	
満	二万人未	
満	二万人以上	

4 通常選挙前の再選挙又は補欠選挙をそれぞれ単独に行なう場合における第十七条第二項の基本額は、二十一万六千三百八十五円とする。

について国が負担する経費で都道府県及び市区町村に交付するものの基準を改正する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

5 通常選挙前の再選挙又は補充選挙をそれぞれ単独に行なう場合における第六条第三項の表の額は、区にあつては四万九千四百八十七円、市町村にあつては四万八千二百三十五円とする。

○加藤委員長　ます右両案について、順次政府の趣旨説明を求めます。自治大臣安井謙君。

○安井国務大臣　ただいま議題となりました公職選挙法等の一部を改正する法律案について、その提案理由とその

6 この法律の施行の際すでにその期日を公示し、又は告示してある選挙又は国民審査については、なお従前の例による。

内容の概略を御説明申し上げます。申すまでもなく、民主政治の健全な発展を期するためには、選挙が公明かつ適正に行なわれることがきわめて肝

公職選挙法の改正及び最近における公務員の給与の改定、賃金の変動等に伴い、国会議員の選挙等の執行

ので、第三十八国会において制定された選挙制度審議会設置法に基づき、昨年六月選挙制度審議会を設置し、選挙の公明化をはかるための方策について御審議を願ったのであります。同審議会は、自來半年にわたって慎重に審議を尽くされ、昨年十二月選挙の公明化のための措置について、政府に答申をされたのであります。政府といたしましては、この答申に基づき公職選挙法等に所要の改正を行なうため、この法律案を提出した次第であります。

今回の改正は、従来、現行の選挙制度のもとにおいて、各方面で論議されておりましたほとんどすべての問題にわたっており、選挙法の全般に及ぶところの、かつて見ない大改正でありまして、選挙公明化の実現に大きな寄与をするものと信じております。

次に、この法律案の要点について御説明申し上げます。この法律案は、公職選挙法とこれに関連のある部分についての政治資金規正法との二つの法律の改正を行なうとするものでありますして、まず公職選挙法の改正について申し上げます。

第一は、自由にして公正明朗な選挙を行ない、候補者の政見、政策等が選挙人に十分周知されるように、選挙運動の制限をでき得る限り緩和することとしたのであります。これがためにポスターの枚数の増加等選挙運動期間中における言論文書による選挙運動のワカを広めるとともに、国会議員の選挙について選挙期日の告示前においても選挙運動のための演説会を行なうことができるようにいたしました。

第二は、現在の選挙運動は個人本位の前建になっておりますが、政党政治

の根柢からしても、また選挙の公明化を期するためにも、これを政党本位の選挙運動の方向に進めて参ることが必要であると考えられるのであります。これがために、政党その他の政治団体においても所属候補者のための選挙運動もできるようにその道を開くとともに、その政治活動の制限を大幅に緩和することといたしました。なおこれに伴い、確認団体の制度の合理化をはかりますとともに、確認団体に所属しない候補者に対して推薦団体による選挙運動を認めることといたしました。

第三は、選挙公営の拡充強化と合理化をはかることといたしましたのであります。このため、公営のポスター掲出場の新設、はがきの枚数及び新聞広告の回数増加等の措置を講ずることといたしました。

第四は、選挙運動費用の合理化であります。選挙費用の制限額につきましては、これを合理的に引き上げることとするともに選挙運動員等に対する実費弁償等の基準額の引き上げをいたすことといたしました。

第五は、選挙違反についての制裁を強化したことあります。すなわち、いわゆる連座制につきましては、従来の総括主宰者及び出納責任者のほか、相当広範囲の地域にわたって選挙運動を主宰した者、事実上の出納責任者及び候補者と意思を通じて選挙運動をした同居の親、子、配偶者、兄弟姉妹で悪質の選挙犯罪により禁固以上の刑に処せられ執行猶予の言い渡しを受けなかった者についても連座の対象とするとともに、連座による当選無効訴訟は検察官が提起すべきものとしたしました。また、選挙犯罪による公民権の停止を強化し、罪の短期時効を廃止することとしたのであります。

第六は、公務員の地位利用による選挙運動に対する規制を強化することとしたのであります。国または地方公共団体の公務員等がその公の地位等を利用して選挙運動を行なうことは、選挙の公正をはなだしく害するものでありますので、公務員等がその地位を利用して行なう選挙運動及びその類似行為を禁止することとし、公務員が国の選挙において当選人となった場合において、この公務員と職務上関係のあった者がその直接または間接の指示要請を受けて選挙運動を行ない、一定の選挙犯罪を犯して刑に処せられたときは、その当選を無効にすることとしたのであります。

第七は、選挙に関する寄付等の規制を厳正にすることとしたのであります。これがために、新たに、国または地方公共団体から補助金、出資金等を受けている会社その他の法人は、選挙に関し寄付をしてはならないものとし、また、後援団体が行なう寄付及び後援団体に対する寄付並びに後援団体の行事における供応接待等について規制することとしたしました。

第八は、その他選挙の秩序を保持するために、郵便による立候補及び被選挙権のない者や重複の立候補等を禁止し、立候補の辞退の時期の合理化をはかり、供託金制度の改善を行ない、選挙管理事務の合理化についても、従来懸案になっていた諸般の改善措置を行なうこととしたしました。

最後に、政治資金規正法につきましては、ただいま申し上げました公職選挙法の改正に見合いまして、政党その他の政治団体は、国または地方公共団体から補助金、出資金等を受けている会社その他の法人から選挙に関し寄付を受けることができないものとしたのであります。

以上がこの法律案の要旨であります。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御賛成あらんことをお願い申し上げます。

次に、ただいま議題となりました国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、提案の理由及びその要旨を御説明申し上げます。

御承知のように、旧公職選挙制度審議会の答申がなされ、この答申に基づいて公職選挙法等の一部に所要の改正を加えることとなりましたことと、最近

における公務員の給与の改定、賃金の変動等により現行の基準が実情に即さないものとなりましたので、今回これに所要の改定を加え、実情に即した執行経費の基準を確保し、選挙の執行に遺憾なきを期するため本法律案を提案したのであります。

次に、この法律案による改正の内容についてその概要を御説明申し上げます。

第一は、公職選挙法の改正に伴う所要の改正であります。すなわち、第一点は、参議院議員の選挙における選挙運動期間が二十五日から二十三日に短縮されることに伴い、これらの経費の基準額に所要の改定を加えようとするものであります。第二点は、衆議院議員及び参議院地方選出議員の選挙について選挙運動用ポスターを掲示させるための掲示場を設置することに伴い、これに必要な経費の基準額を新設することと、これらの選挙と参議院全国選出議員の選挙に関する候補者氏名等揭示の基準額を改定しようとするものであります。第三点は、衆議院議員及び参議院地方選出議員の選挙について行なわれる個人演説会の会場の公営による表示を廃止することに伴い、個人演説会立札費の規定を削除しようとするものであります。第四点は、選挙運動のための街頭演説の実施を容易にするため、街頭演説をすることができるところの確保等の措置を講ずるために必要な経費の基準額を新設しようとするものであります。第五点は、公職の候補者が選挙運動のために使用するポスター用紙の公給を廃止することに伴い、ポスター用紙費の規定を削除しようとするものであります。第六点は、参議院

地方選出議員の選挙に関する投票所外における候補者氏名等の掲示を廃止することに伴い、最高裁判所裁判官国民審査における裁判官氏名等揭示費の基準額を新設しようとするものであります。

第二は、最近における公務員の給与の改定等に伴い、超過勤務手当の積算単価を改め、関係基準額を改定しようとするものであります。

第三は、最近における賃金の変動及び選挙事務執行の実情にかんがみ、人夫賃及び嘱託手当の単価を改め、関係基準額を改定しようとするものであります。

第四は、投票管理者、開票管理者、選挙長及び選挙分会長並びに投票立会人、開票立会人、選挙立会人及び選挙分会立会人の費用弁償額的全額を引き上げようとするものであります。

以上が、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律案の要旨であります。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

○加藤委員長 これにて両案の趣旨説明は終わりました。

次会は公報をもつてお知らせいたします。本日は、これにて散会いたします。

午前十四時四十分散会

昭和三十七年三月八日印刷

昭和三十七年三月九日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局